

第3期湯浅町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

湯 浅 町

はじめに

昨今、人口減少・少子高齢化に伴う家族形態や就労形態の多様化、社会・経済への影響等により、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、子育てに不安感や孤立感、経済的負担等を感じる親は増加し、家庭における保育ニーズやライフスタイルも複雑化しています。

我が国では、少子化の進行、子ども・子育て支援の質・量の不足、待機児童問題、仕事と子育ての両立支援等の課題に対応するため、平成 24 年、こどもが健やかに成長することのできる社会を目指し「子ども・子育て支援法」が制定されました。その後、平成 27 年からは、幼児期の学校教育や保育支援の向上を目指し子ども・子育て支援新制度がスタートしています。直近では、令和 5 年 4 月、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための「こども基本法」が施行されました。

国の動向からもわかるように、湯浅町の未来を担う「こどもたち」が育まれる環境をより良いものにしていくこと、そしてそれを見守っていくことは、社会全体及び町全体で注力すべき最重要事項の一つです。このような状況を踏まえ、湯浅町では、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画の基本理念である「こども一人ひとりが輝き、温かい心を育むまち 湯浅町」の実現に向けて、今回から新たに盛り込まれた妊婦等包括相談支援事業・産後ケア事業・こども誰でも通園制度を含む子ども・子育て支援施策に専心して取り組んでまいります。

この度の計画策定あたり、アンケート調査にご協力いただき貴重なご意見・ご提言を賜りました町民の皆さま、内容の検討・協議にご尽力いただきました「湯浅町子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、関係各位に心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも、湯浅町の子ども・子育て支援のさらなる充実のため、町民の皆さまには引き続きご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

湯浅町長 上山 章善



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠	2
3 計画の期間	2
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 資料から読み解く近年の傾向	3
2 第2期計画の評価・検証	23
3 課題のまとめと今後の方向性	26
第3章 計画の基本理念と施策体系	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の基本目標	27
3 施策体系	28
第4章 施策の推進	29
1 こどもたちが将来にわたって輝ける環境づくり	29
2 自分らしさと温かな心を育む地域社会の実現	34
3 共に支え合い互いに認め合う地域コミュニティの確立	37
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	42
1 教育・保育提供区域の設定	42
2 「量の見込み」と「確保方策」の内容	42
3 こどもの推計人口	43
4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保	44
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	49
6 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付、乳児等通園支援事業）	65
7 子育てのための施設等利用給付	66
第6章 計画の推進に向けて	67
1 計画の推進体制	67
2 計画の評価・確認	67
3 近隣市町や県との連携	67

資料編	68
1 湯浅町子ども・子育て会議条例	68
2 湯浅町子ども・子育て会議委員名簿	69
3 湯浅町子ども・子育て支援事業計画策定経過	70

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国における子ども・子育てを取り巻く環境は常に変化し続けています。共働き世帯・ひとり親世帯の増加によって低年齢時からの保育ニーズが増大するも保育士数の確保や保育施設の受け入れが間に合わない、地域のつながりの希薄化によって目の行き届きにくくなった子どもが児童虐待・ヤングケアラーといった子どもの権利を脅かすような事態に巻き込まれる等、新たな問題が提起され始めています。

国は、平成24年8月、幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て関連3法」を定め、その内の一つである「子ども・子育て支援法」は、「子ども及び子どもの養育者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現」を目的として制定されました。その後、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められています。さらに令和6年の法改正では、昨今の子育て世帯の課題解消に向けて、児童手当の所得制限の撤廃・対象年齢の引き上げ、就労の有無に関わらず保育サービスを受けられる「こども誰でも通園制度」の導入、育児休業給付の拡充等の施策が盛り込まれています。

また、少子化対策の一環としては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備することを目的に、平成17年4月、時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。こちら令和6年の法改正により、仕事と育児・介護の両立に向けてこどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等の内容が盛り込まれ、有効期限が令和17年3月まで再延長されています。

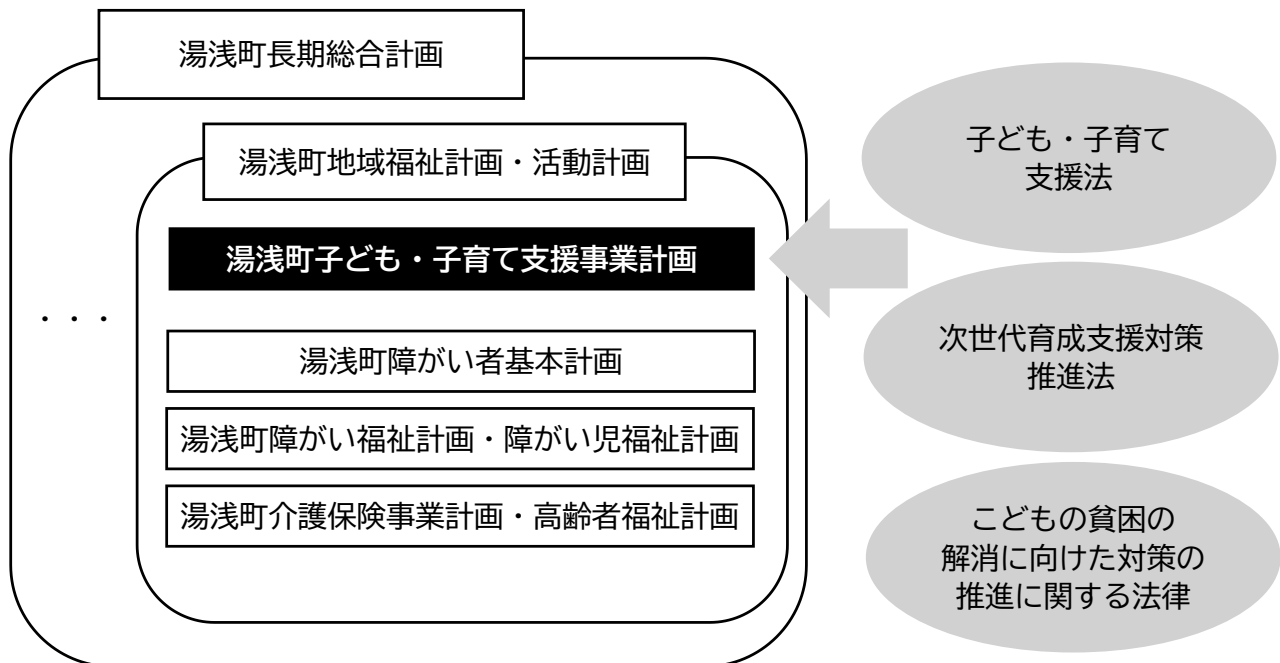
こどもの貧困対策については、平成25年6月、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備して教育機会の均等を図ることを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。令和6年の法改正では、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変わり、民間活動団体への財政支援の充実や当事者の意見を踏まえた対策の実施等の内容が盛り込まれ、こどもの貧困の解消に向けた対策がより一層強化されています。

湯浅町（以下、「本町」という）においては、平成27年3月に「湯浅町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という）、令和2年3月に「第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という）を策定し、子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進してきました。この度、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となること及び令和5年4月に新たに設立したこども家庭庁の方針、同時に施行された「こども基本法」を踏まえ、近年の社会潮流に沿った「こどもの育ち」への支援をより一層促進するため、「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」として策定します。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく「市町村計画」の内容を含むものとします。

本町における様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、本計画は町の上位計画である「第四次湯浅町長期総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「第 4 期湯浅町地域福祉計画・第 3 期湯浅町地域福祉活動計画」、その他の関連計画との整合を図り策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年とします。計画最終年度である令和 11 年度には、計画の進捗状況の確認・検証を行います。

また、計画期間中も国の動向や社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
				見直し					見直し					見直し
第 1 期計画					第 2 期計画					本計画				

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状

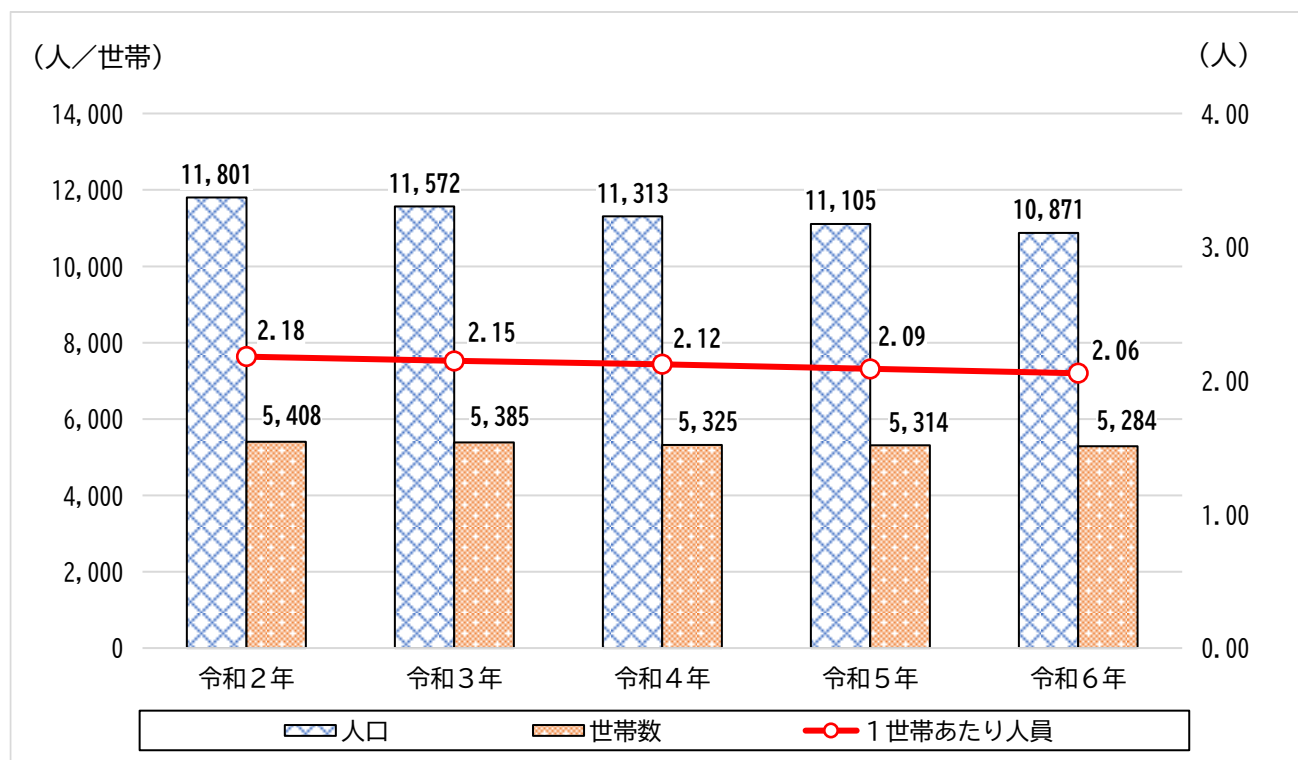
1 資料から読み解く近年の傾向

(1) 統計資料からみる概況

①人口構造

●人口と世帯数の推移

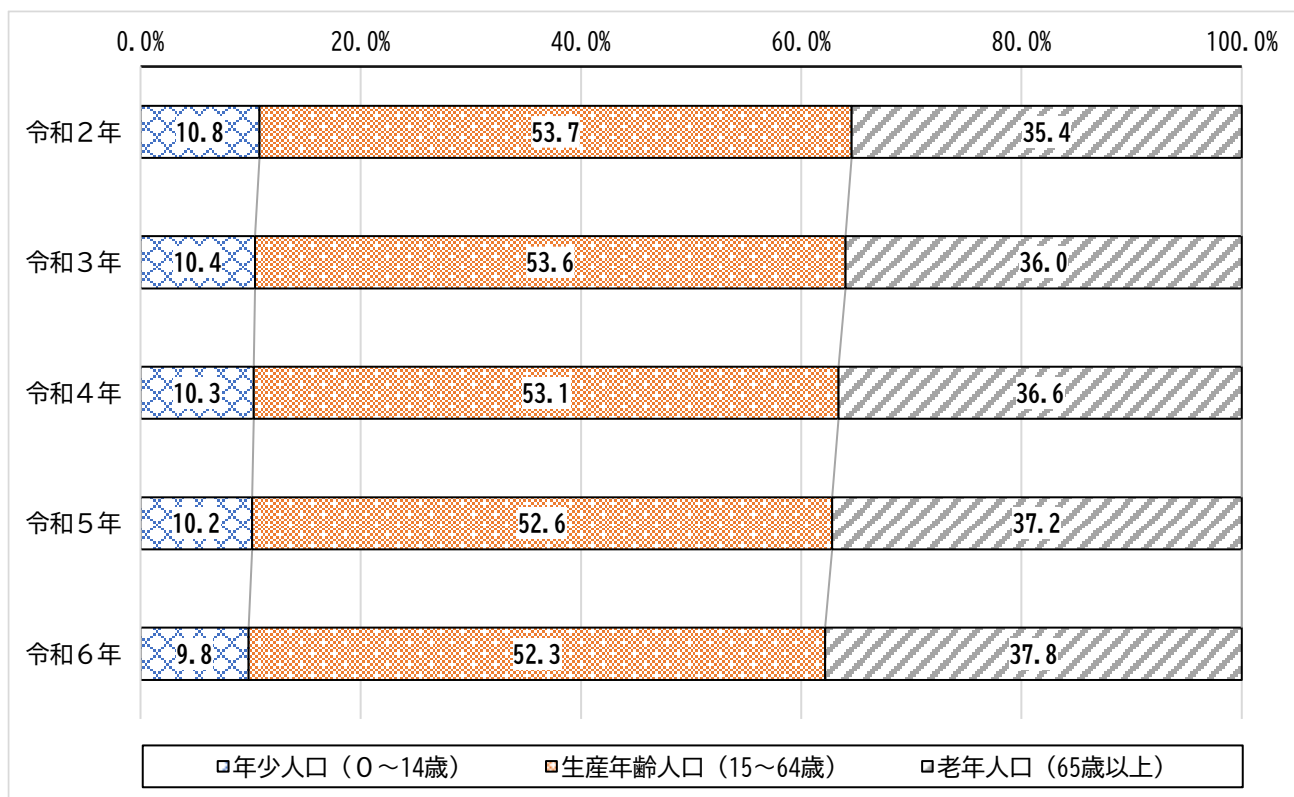
本町の人口は減少傾向にあり、令和6年では10,871人となっています。世帯数も同様に減少しており、令和6年では5,284世帯となっています。1世帯あたり人員についても、令和6年では令和2年から0.12人減少した2.06人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

●年齢3区分別人口構成の推移

「年少人口」の割合は減少傾向にあり、令和6年では9.8%となっています。「生産年齢人口」の割合も減少傾向にあり、令和6年では52.3%となっています。一方、「老年人口」の割合は増加傾向にあり、令和6年では令和2年から2.4ポイント増加した37.8%となっています。



注：小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

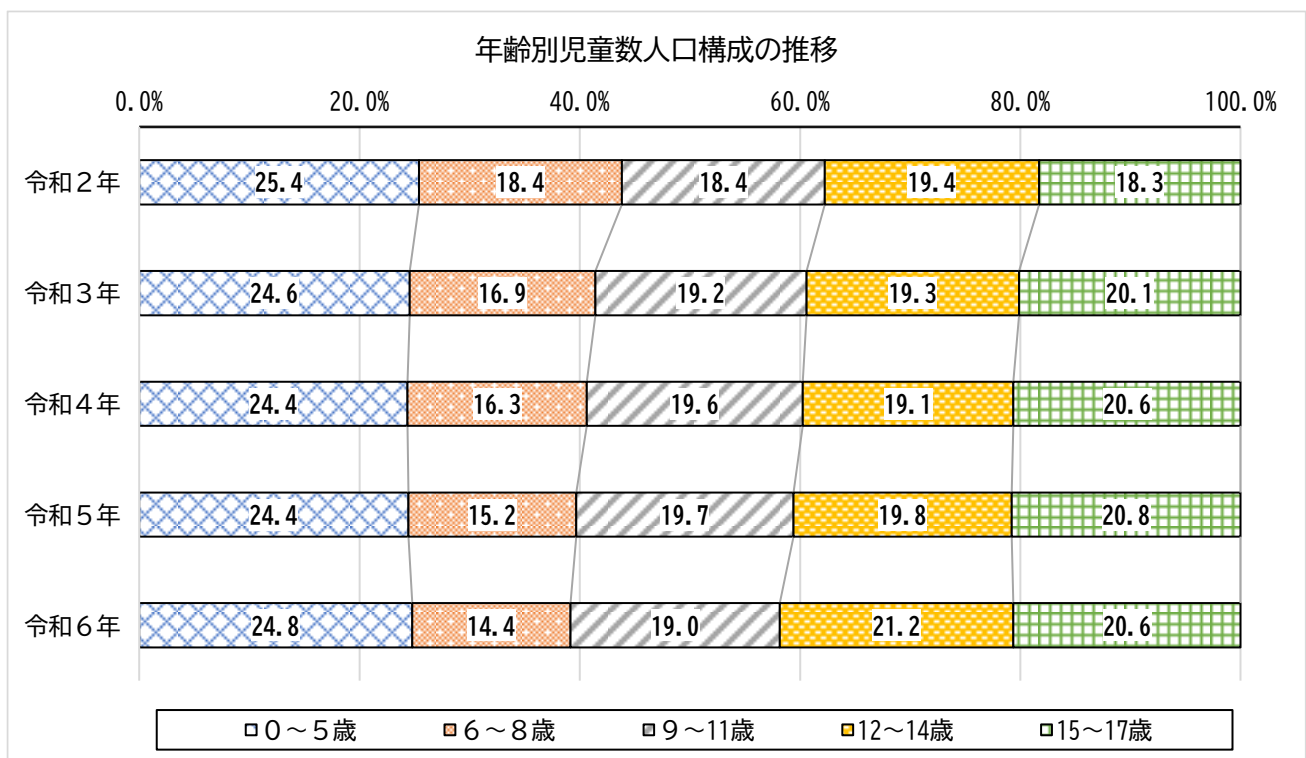
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

●児童数の推移

児童数は年々減少しており、令和6年では令和2年から 215 人減少した 1,348 人となっています。また、年齢別児童人口構成の推移をみると、小学校低学年にあたる「6～8歳」に減少傾向が顕著に表れています。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	397	370	358	348	334
6～8歳	288	254	239	217	194
9～11歳	288	289	288	281	256
12～14歳	304	291	281	282	286
15～17歳	286	303	303	296	278
総数	1,563	1,507	1,469	1,424	1,348



注：小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②人口動態

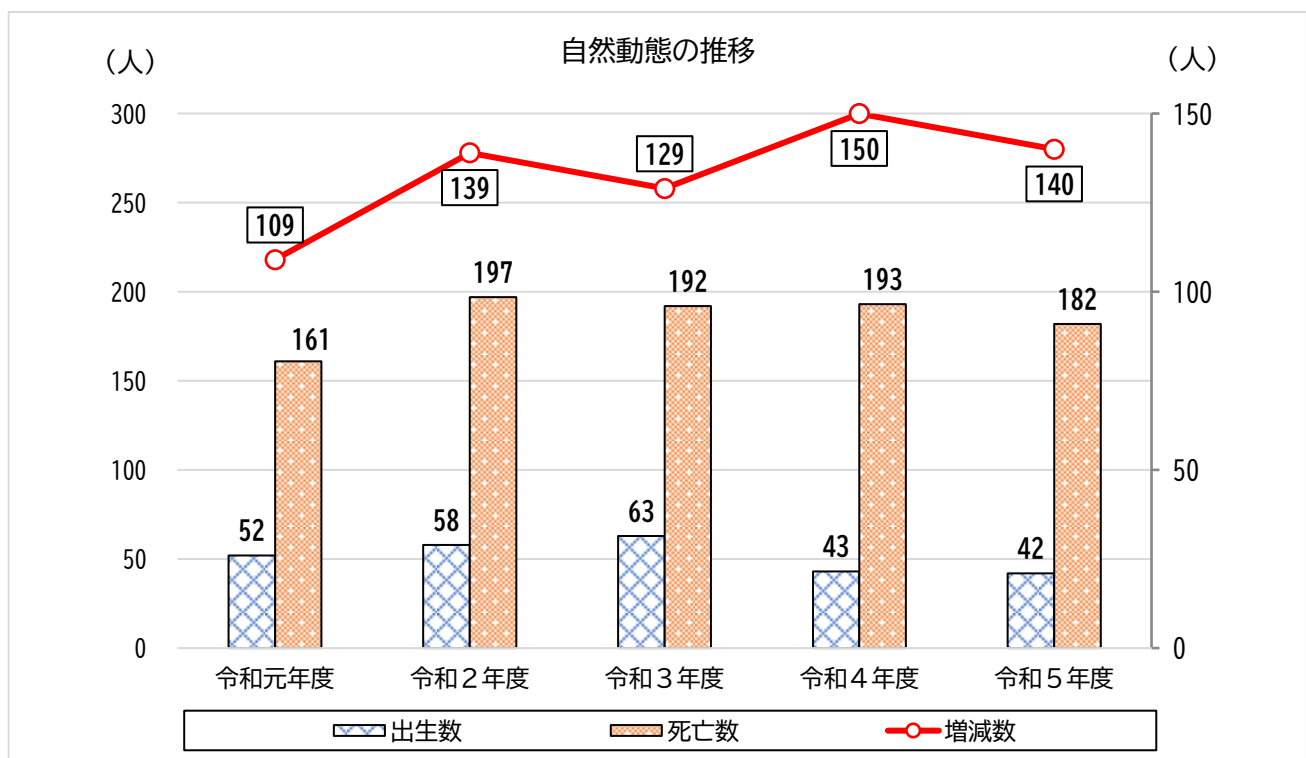
●自然動態・社会動態の推移

出生数は令和3年度以降減少に転じ、令和5年度では42人となっています。死亡数は令和元年度以降増減を繰り返し、令和5年度では182人となっています。自然動態としては、死亡数が出生数を上回る自然減の状態です。

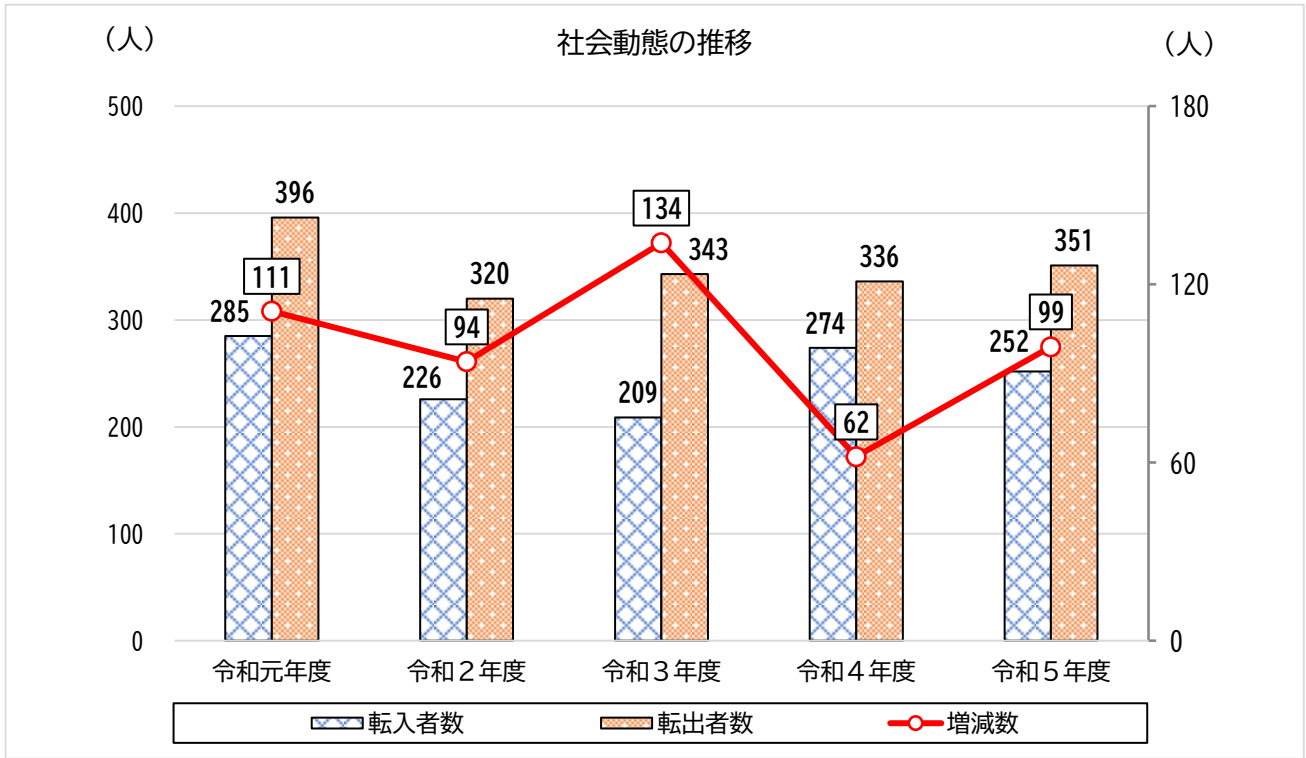
また、転入者数・転出者数は、ともに令和元年度以降増減を繰り返しています。令和5年度では、転入者数は前年より減少して252人、転出者数は前年より増加して351人となっています。社会動態としては、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態です。

(単位：人)

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	増減数	転入者数	転出者数	増減数
令和元年度	52	161	-109	285	396	-111
令和2年度	58	197	-139	226	320	-94
令和3年度	63	192	-129	209	343	-134
令和4年度	43	193	-150	274	336	-62
令和5年度	42	182	-140	252	351	-99



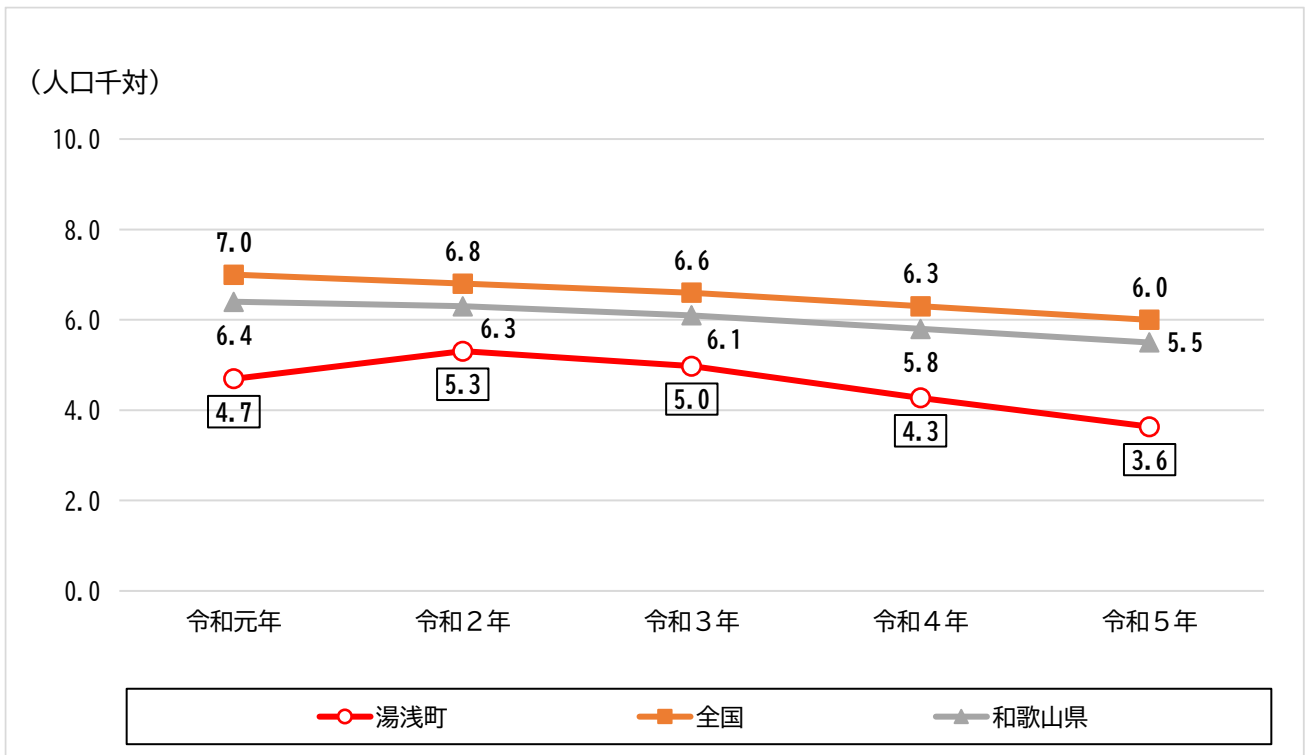
資料：湯浅町



資料：湯浅町

●出生率の推移

本町の出生率は全国・和歌山県を下回っており、令和5年では3.6となっています。

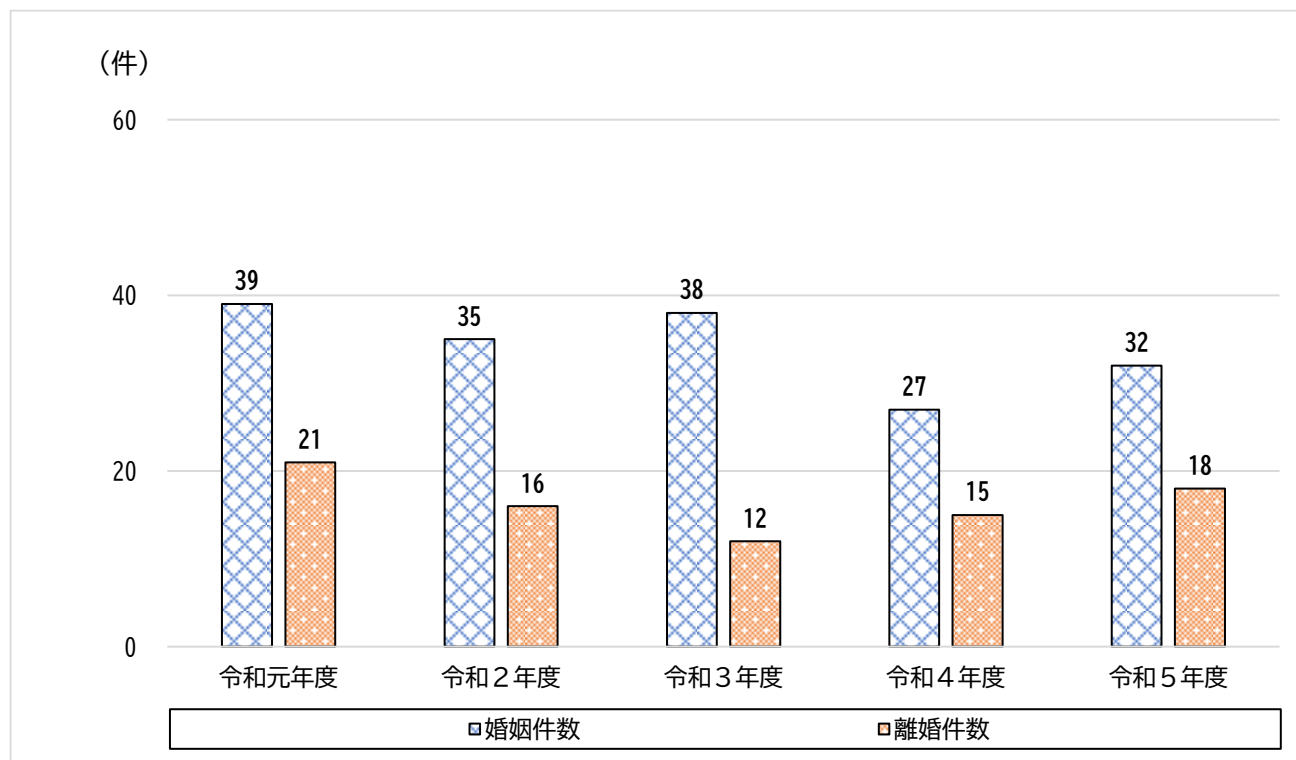


資料：人口動態調査、湯浅町

③婚姻・離婚等

●婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数は、令和元年度以降増減を繰り返し、令和5年度では前年より増加して32件となっています。離婚件数は、令和3年度以降増加に転じ、令和5年度では18件となっています。

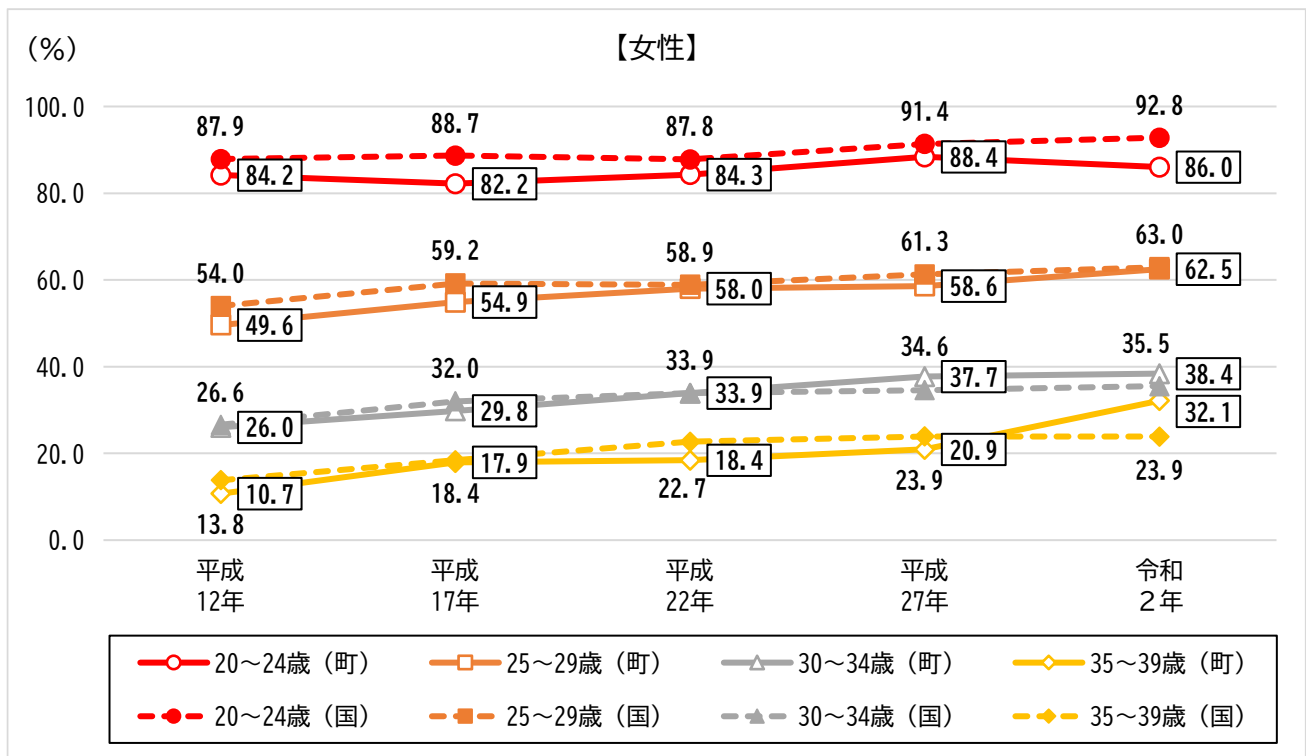
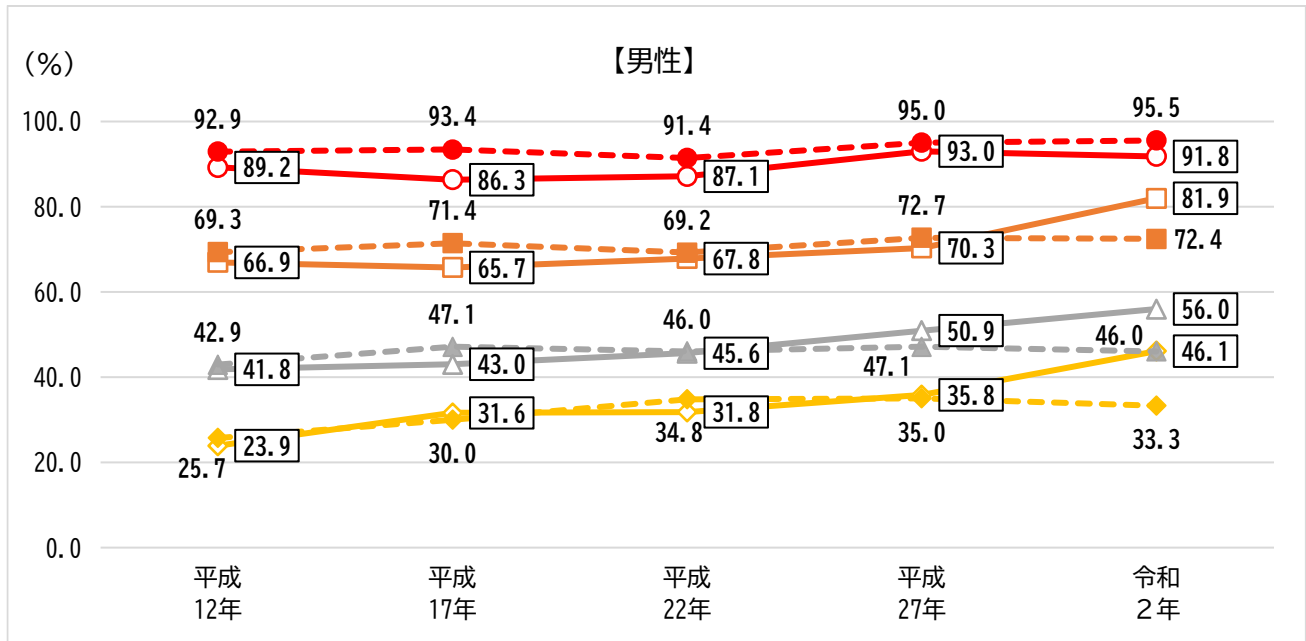


資料：湯浅町

●性別・年齢階級別未婚率の推移

本町における未婚率は、全体的に見ると、平成12年以降、緩やかな増加傾向にあります。令和2年では、「20～24歳」の男女それぞれが下降に転じ、「25～29歳」の男性と「35～39歳」の男女それぞれで10ポイント以上の大幅な上昇が見られます。

本町の未婚率を国と比較すると、令和2年では、「20～24歳」の男女それぞれと「25～29歳」の女性を除き、男女ともにすべての年齢階層において国の値を上回っています。



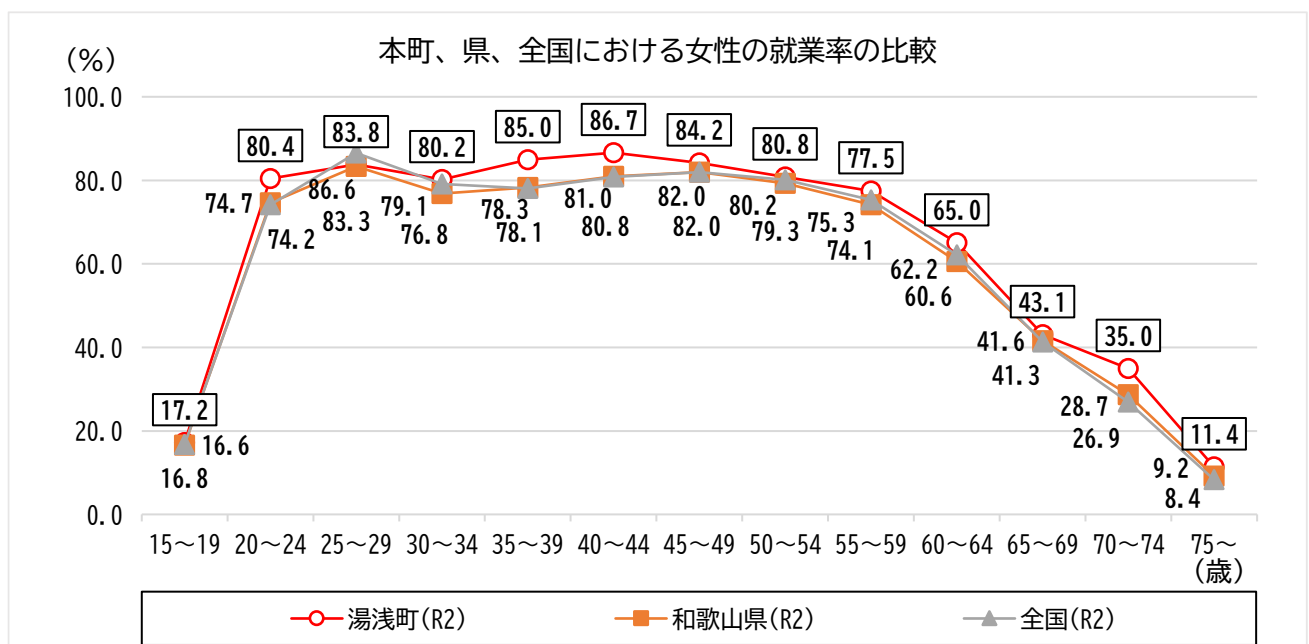
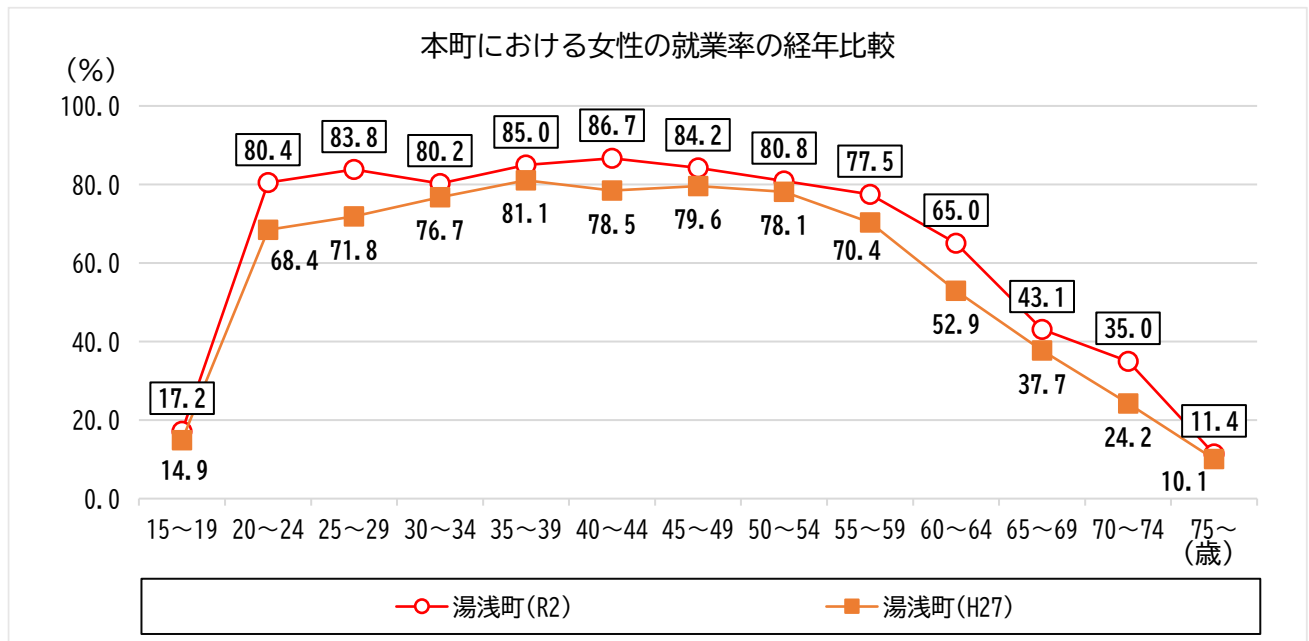
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④就労の状況

●女性の就業率の状況

令和2年の女性の就業率は、平成27年と比較して、すべての年齢階層において増加しています。特に「20～24歳」、「25～29歳」、「60～64歳」、「70～74歳」には、10ポイント以上の大幅な上昇が見られます。

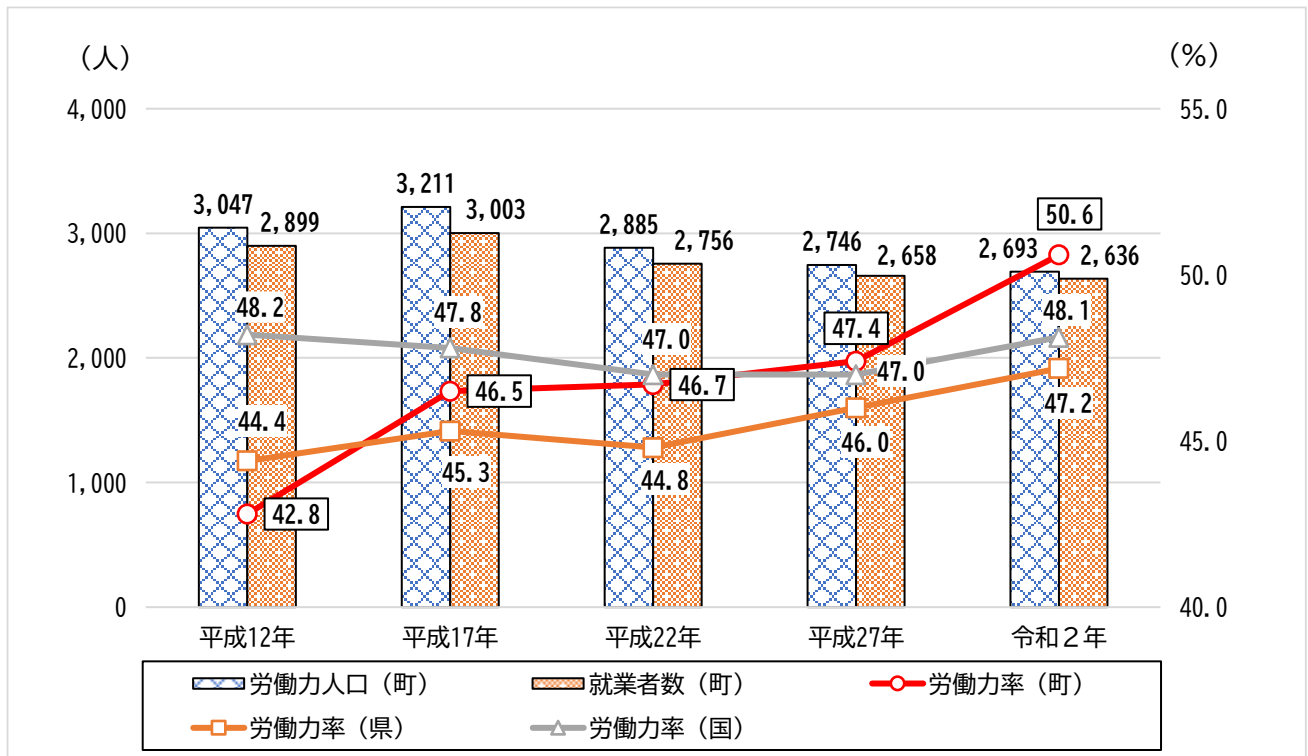
また、本町の女性の就業率を全国・和歌山県と比較すると、「25～29歳」のみ全国より低い水準となっているものの、それ以外の年齢階層については、全国・和歌山県より高い水準となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

●女性の就業状況の推移

本町の女性の労働力人口及び就業者数は、平成 17 年以降減少に転じています。一方、労働力率は、平成 12 年以降急激に増加しており、令和 2 年では全国・和歌山県に比べて 2～3 ポイントほど高い値となっています。



※労働力人口：就業者と現在就業していないが就業の意思・能力のある人（完全失業者）の合計

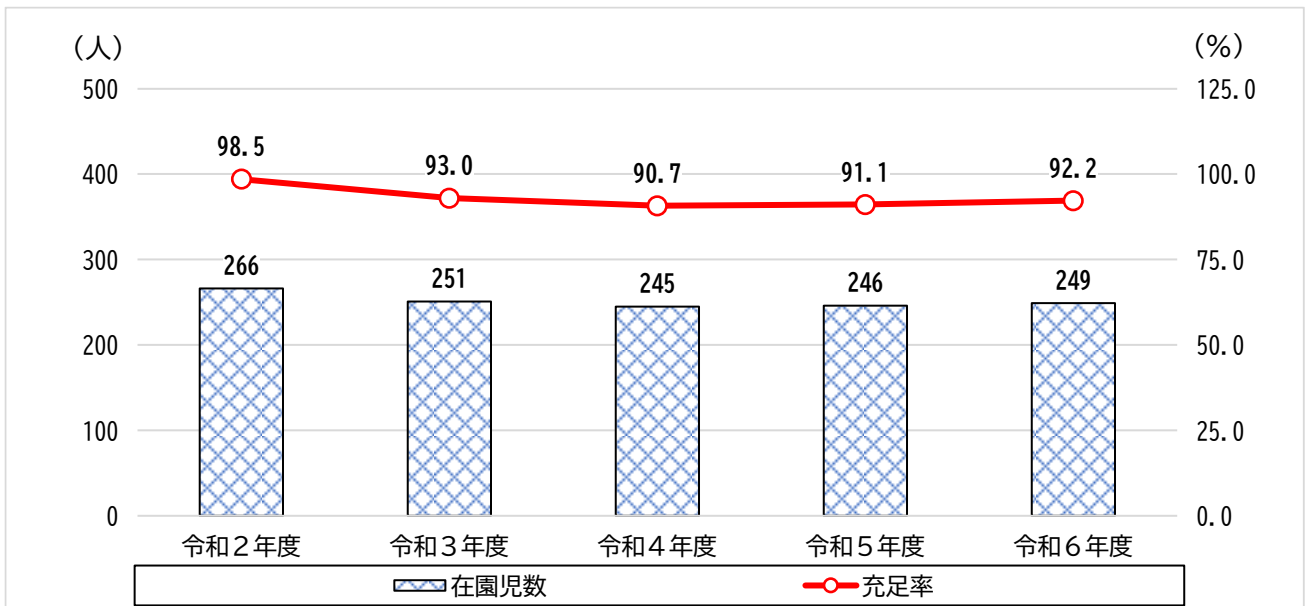
※労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑤園児数、学校の児童数・生徒数

●保育所型認定こども園等の在園児数の推移

在園児数については令和4年度以降増加に転じており、充足率は90%台で推移しています。

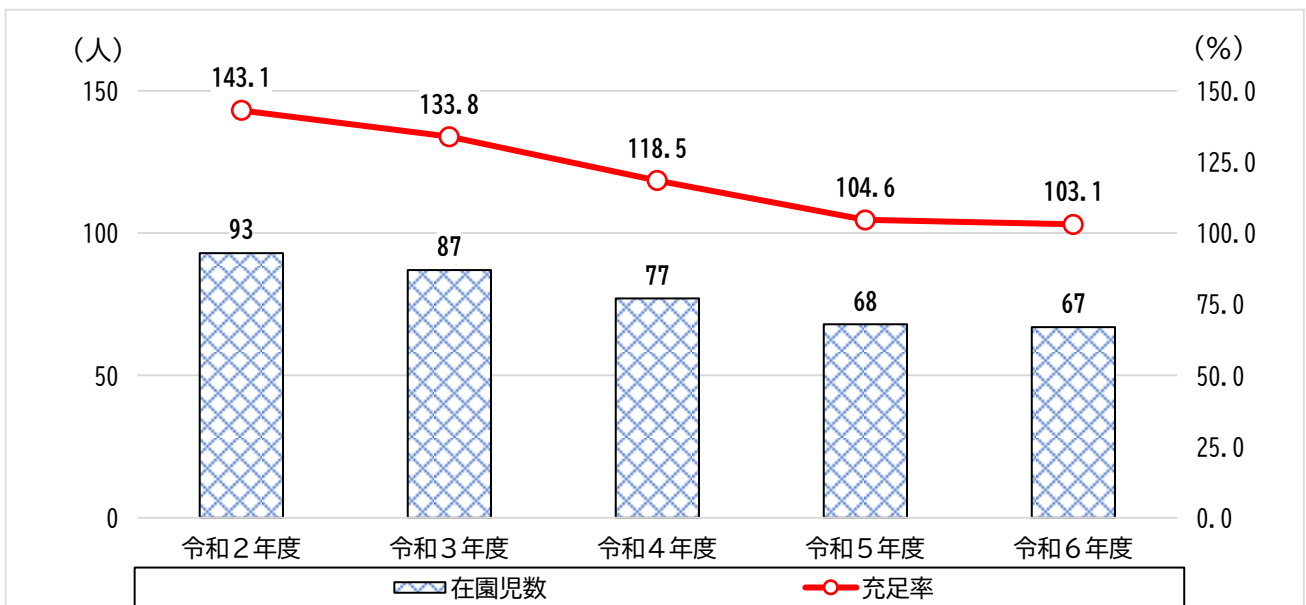


※たむらこども園、ゆあさこども園、ひまわり保育園、町外の保育園等が対象となっています。

資料：湯浅町（各年度4月1日現在）

●幼稚園型認定こども園等の在園児数の推移

在園児数については減少傾向にありますが、充足率は100%を上回った状態が続いています。

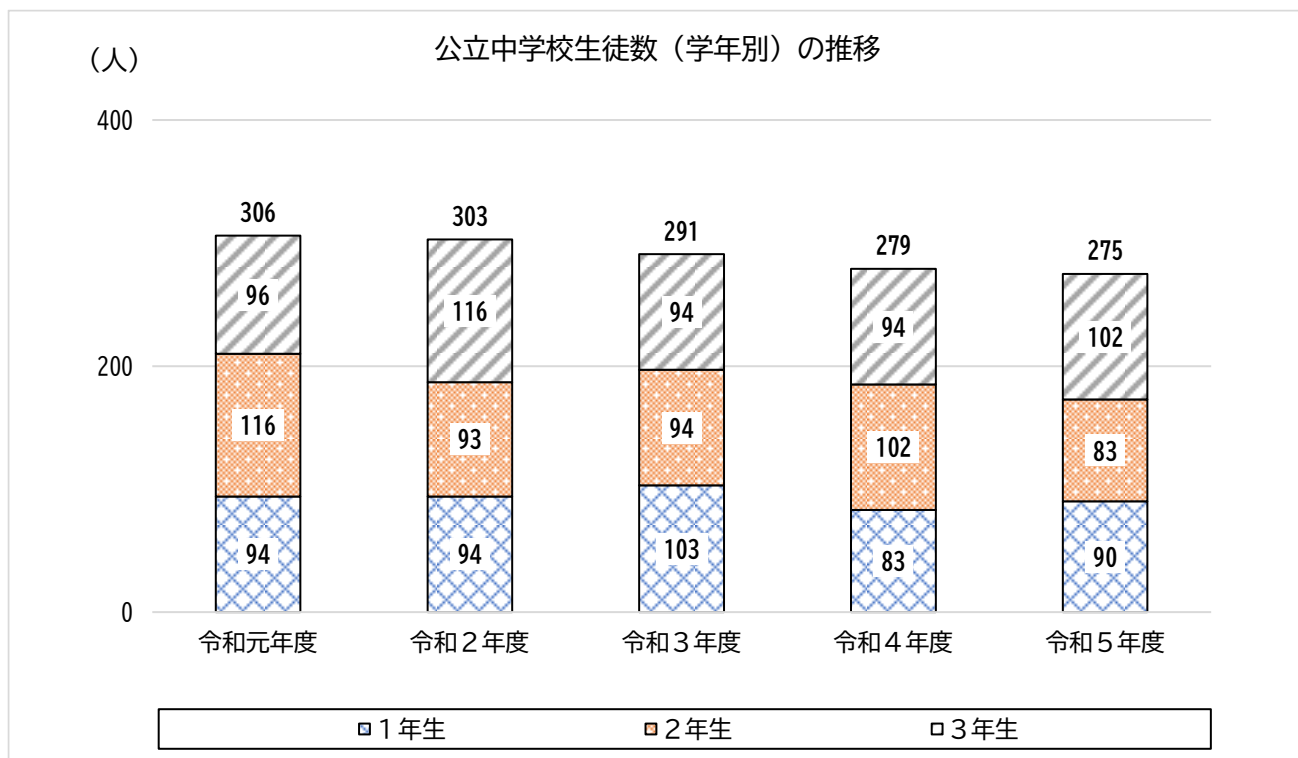
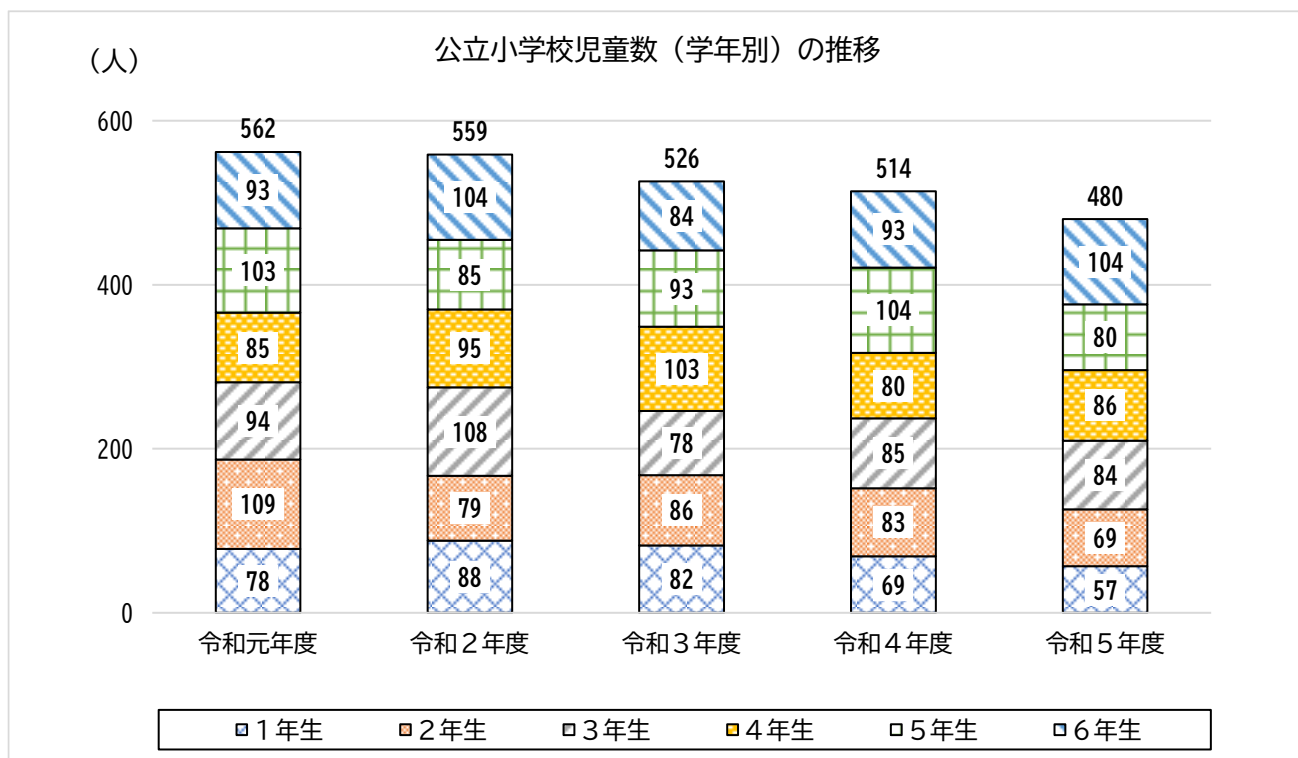


※湯浅幼稚園、町外の幼稚園等が対象となっています。

資料：湯浅町（各年度4月1日現在）

●小学校児童数・中学校生徒数の推移

小学校児童数・中学校生徒数は、ともに年々減少しています。令和5年度では、小学校児童数は令和元年度から82人減少した480人、中学校生徒数は令和元年度から31人減少した275人となっています。

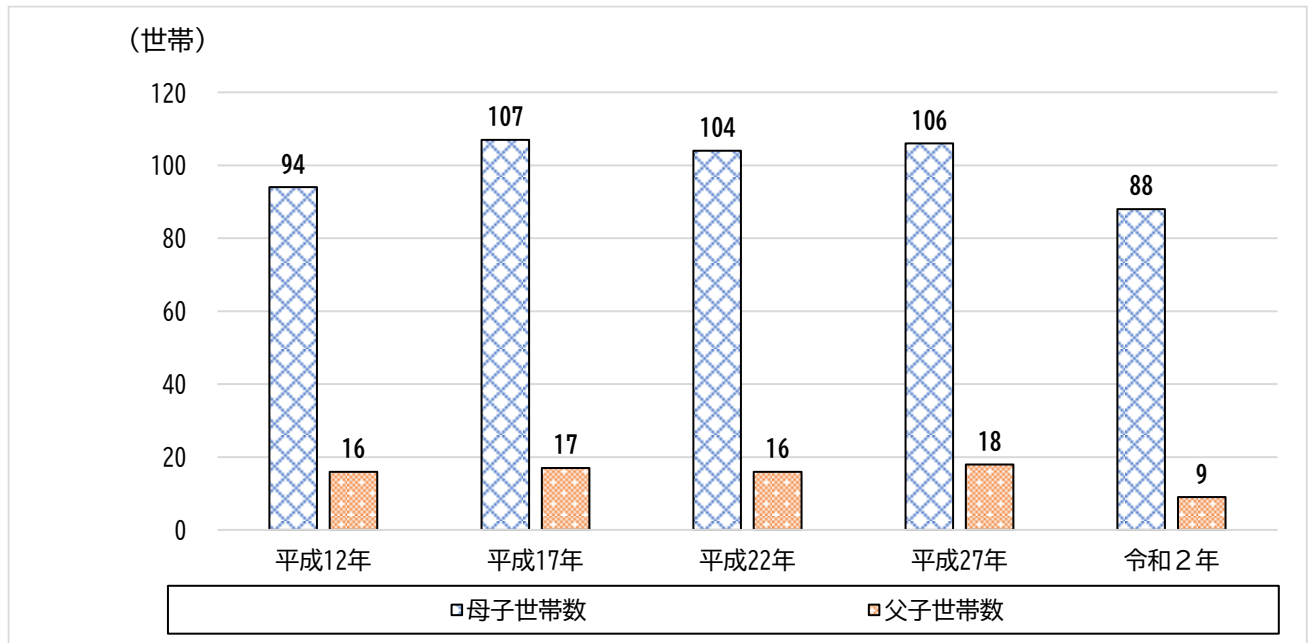


資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

⑥支援を必要とするこどもの状況

●ひとり親世帯数の推移

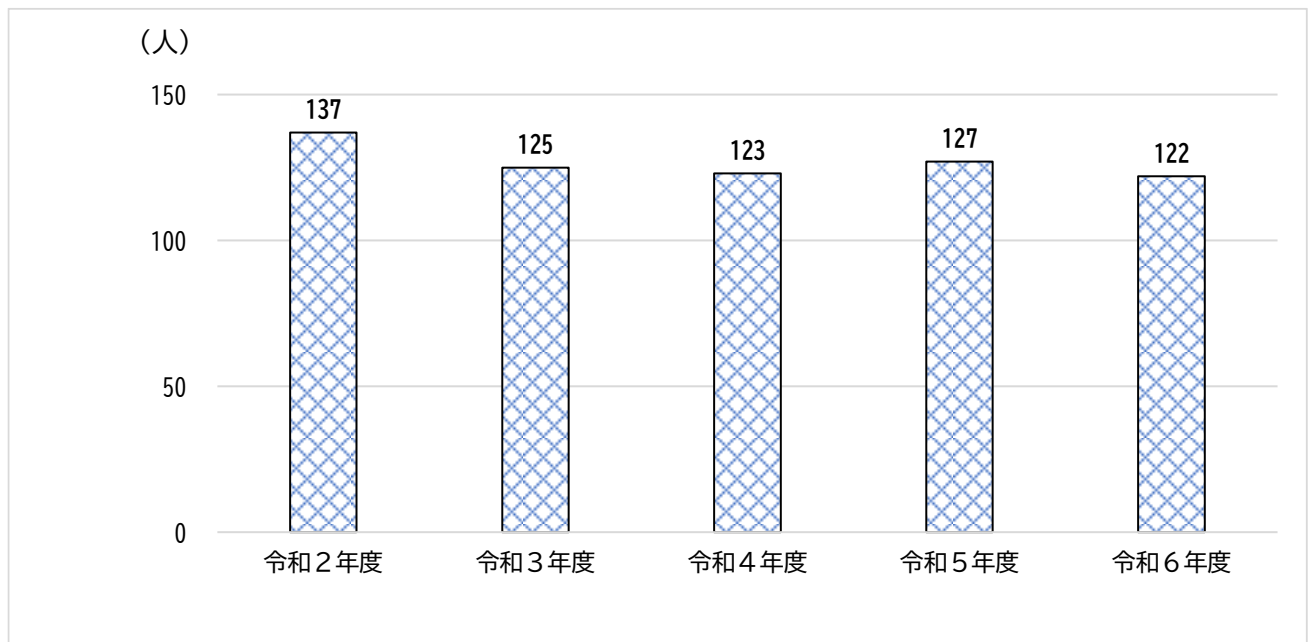
母子世帯は、平成17年以降100世帯を超えていたものの、令和2年では88世帯となり減少に転じています。父子世帯は、平成12年以降増減を繰り返し、令和2年では9世帯となり減少に転じています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

●児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、令和2年度以降増減を繰り返し、120人台あたりで推移しています。



資料：湯浅町（各年度4月1日現在）

(2) ニーズ調査結果の概要

①実施概要

1. 調査の目的

本計画策定の基礎資料として、保育ニーズと本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向及び子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

2. 調査の概要

- 調査地域 : 本町全域
- 調査対象者 : 本町内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
本町内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間 : 令和6年2月1日～2月22日
- 調査方法 : 保育所、幼稚園、こども園、小学校等で配布・回収
一部、在宅の乳幼児には郵送で配布・回収

	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	275	204	74.2%
小学生児童	422	391	92.7%
合計	697	595	85.4%

※グラフの数値は、質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で表記しています。

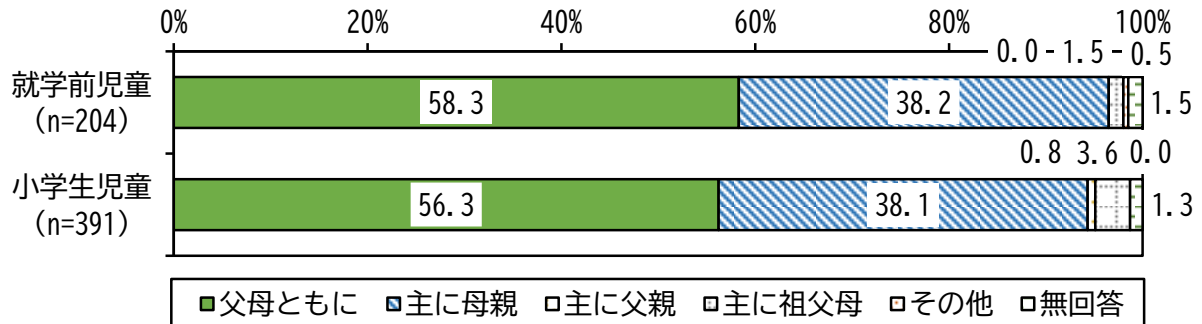
※集計結果は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記しているため、回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の質問では、回答比率の合計が100.0%を超えている場合があります。

※小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、0.0%と表記しています。

②調査結果

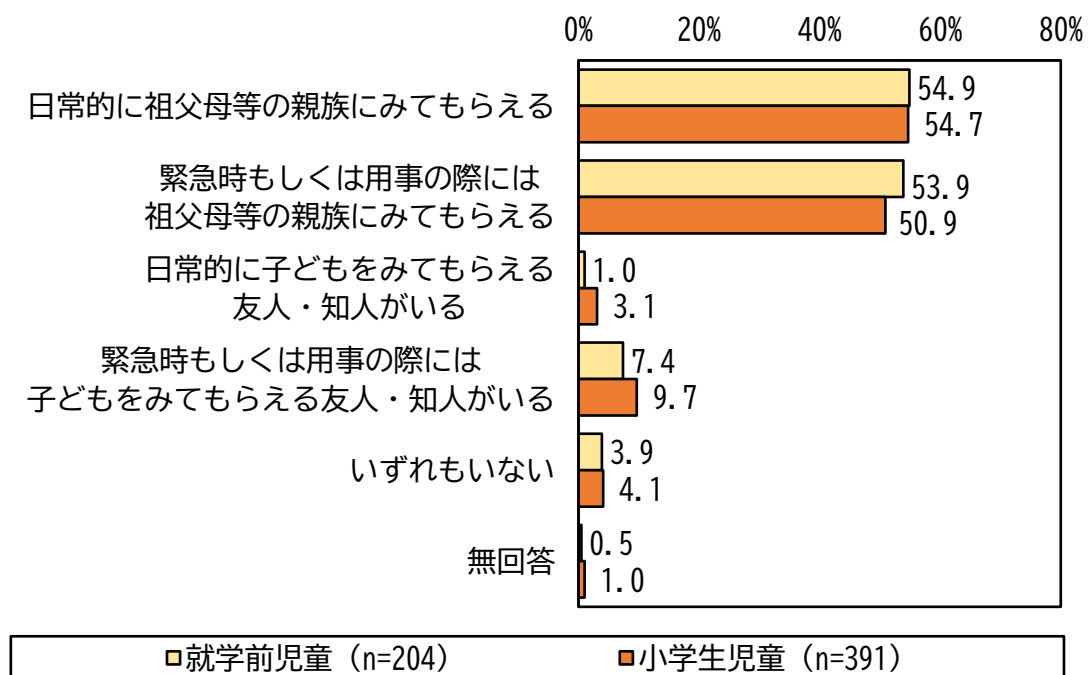
●子育てを主に行っている方〈単数回答〉

就学前児童・小学生児童ともに、「父母ともに」が5割以上、「主に母親」が3割以上となっています。



●子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

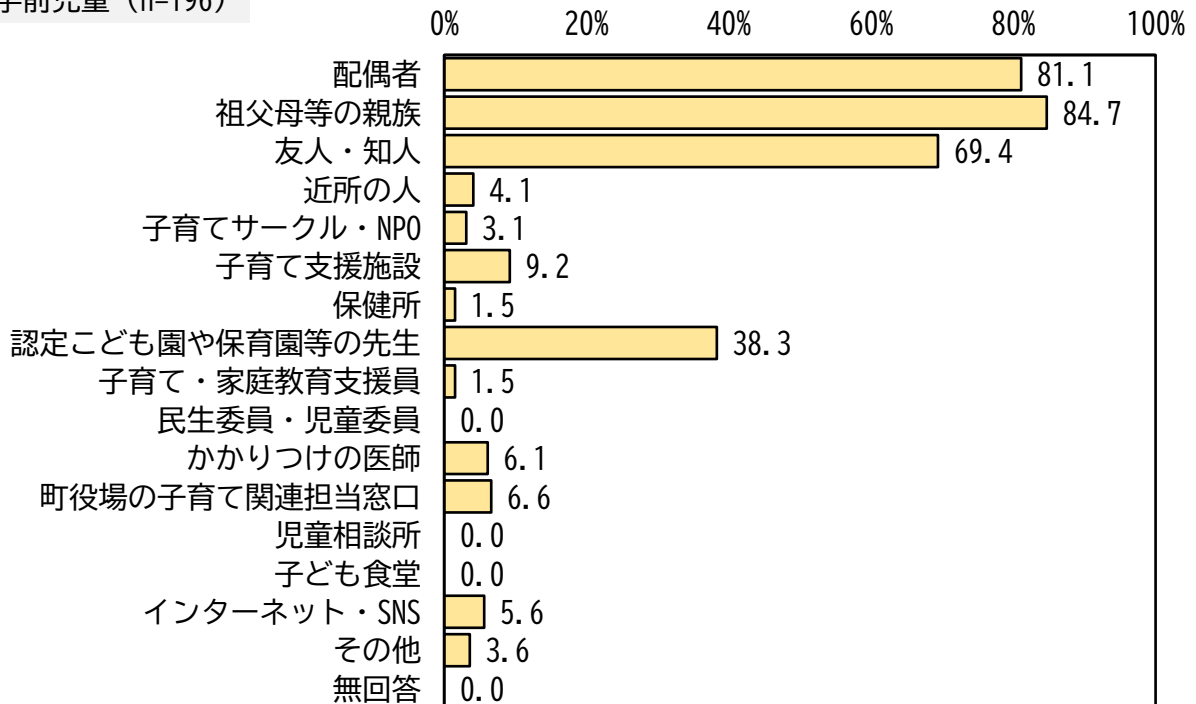
就学前児童・小学生児童ともに、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ5割以上となっています。



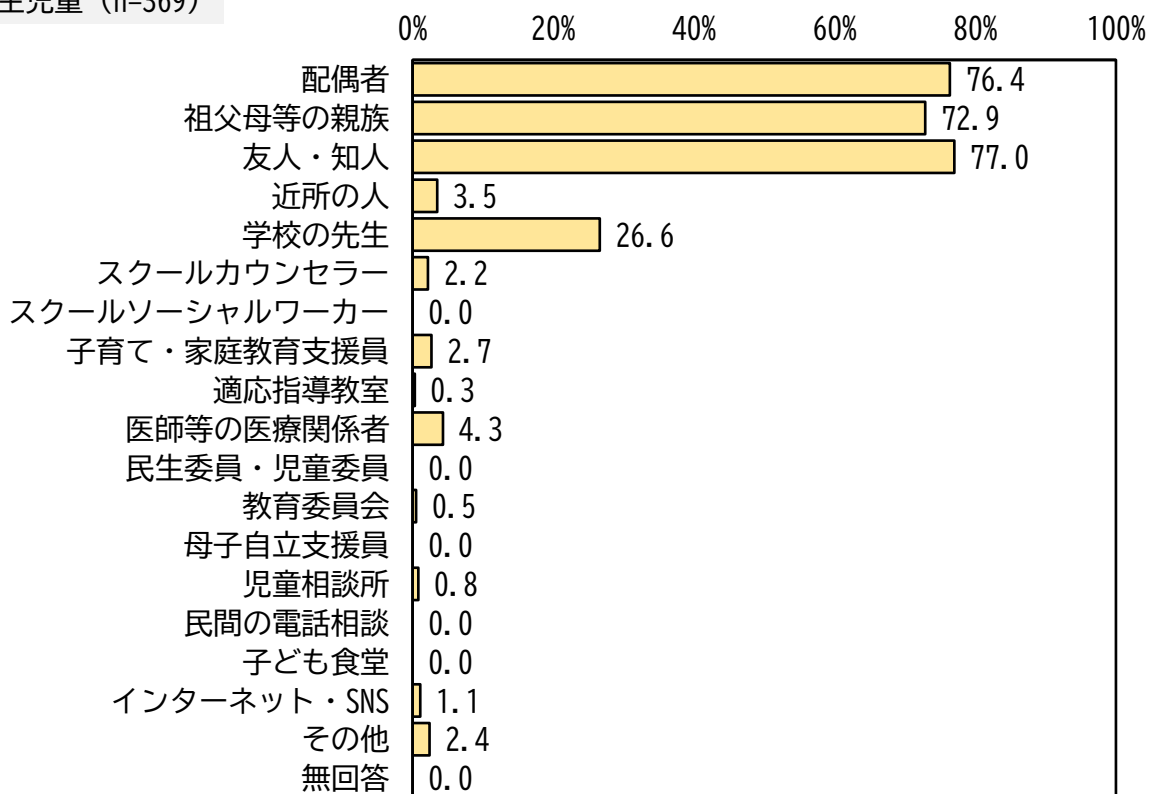
●子育ての相談相手・相談場所〈複数回答〉

就学前児童では、「祖父母等の親族」の割合が最も高く、次いで「配偶者」、「友人・知人」の割合が高くなっています。小学生児童では、「友人・知人」の割合が最も高く、次いで「配偶者」、「祖父母等の親族」の割合が高くなっています。

就学前児童 (n=196)



小学生児童 (n=369)

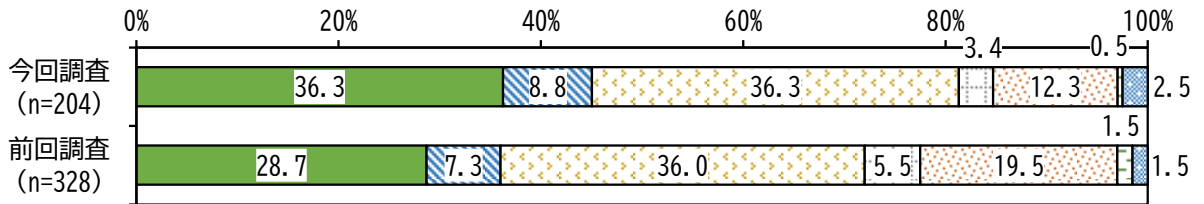


●保護者の就労状況〈単数回答〉

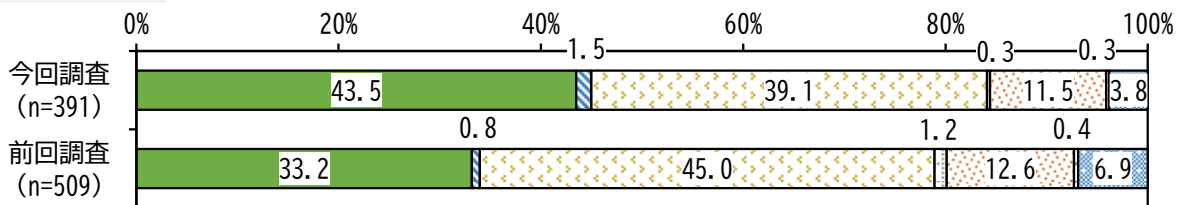
母親の就労状況について前回調査と比較すると、就学前児童では、「現在は就労していない」の割合が低くなり、「フルタイム」の割合が高くなっています。小学生児童では、「パート・アルバイト等」の割合が低くなり、「フルタイム」の割合が高くなっています。

父親の就労状況について前回調査と比較すると、今回も前回と変わらず就学前児童・小学生児童ともに「フルタイム」が8割程度となっているものの、今回は前回見られなかった「産休・育休・介護休業中」の回答が見られます。

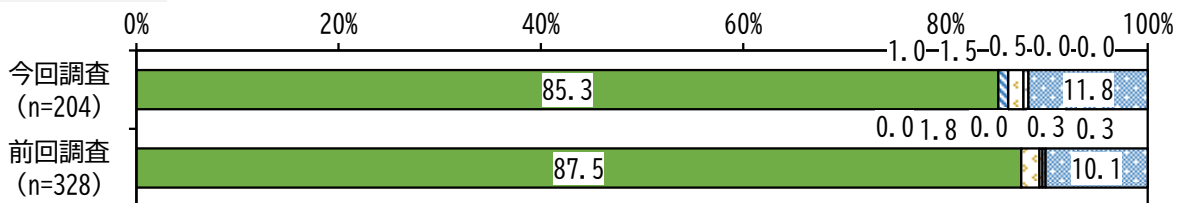
【就学前児童の母親】



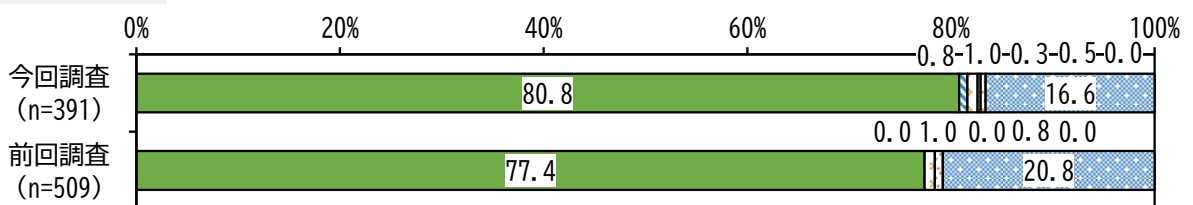
【小学生児童の母親】



【就学前児童の父親】



【小学生児童の父親】



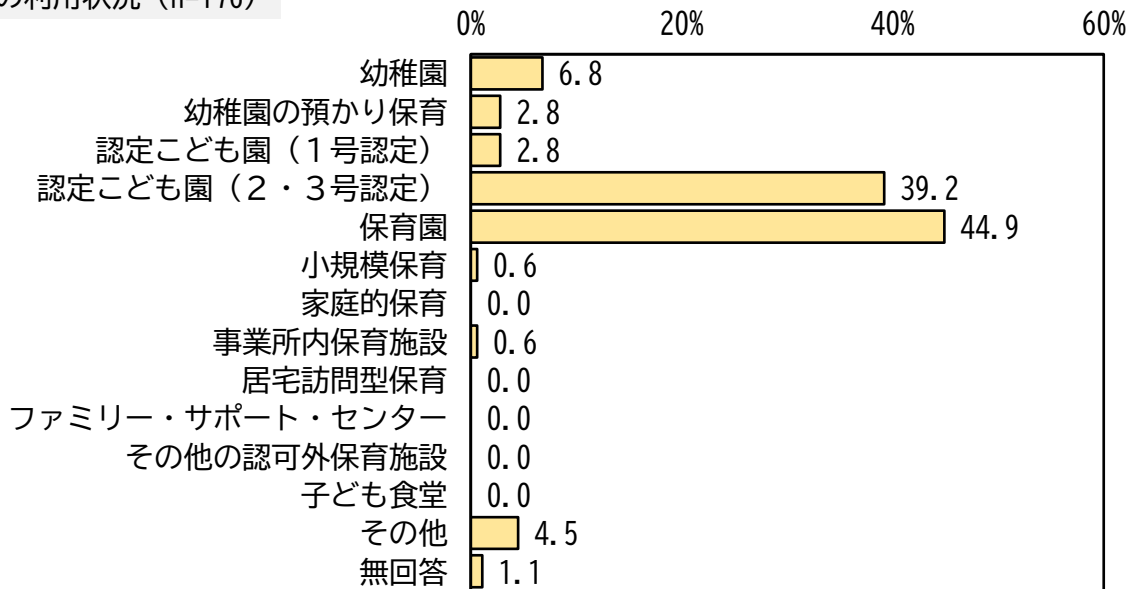
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

●平日に利用している事業と今後の希望（就学前児童）〈複数回答〉

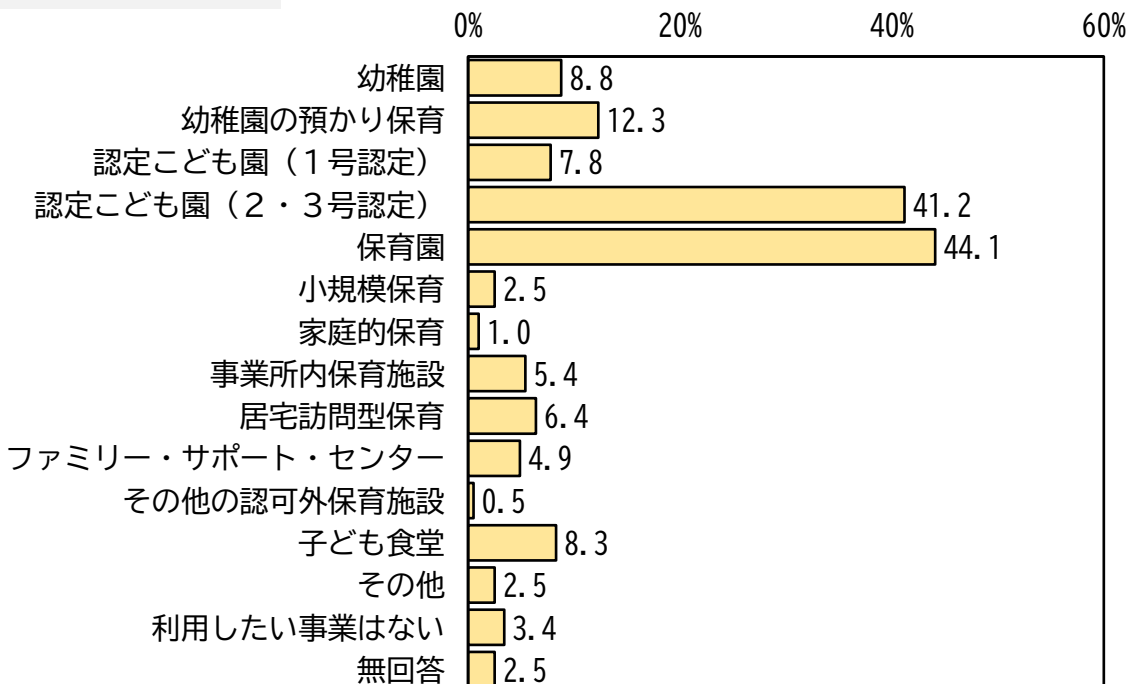
現在定期的にご利用している事業については、「保育園」の割合が最も高く、次いで「認定こども園（2・3号認定）」の割合が高くなっています。

今後定期的にご利用したい事業については、利用状況と同様に「保育園」と「認定こども園（2・3号認定）」の割合が高いものの、「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園（1号認定）」の割合は、利用状況と比較して5ポイント以上高くなっています。

現在の利用状況（n=176）



今後の利用希望（n=204）

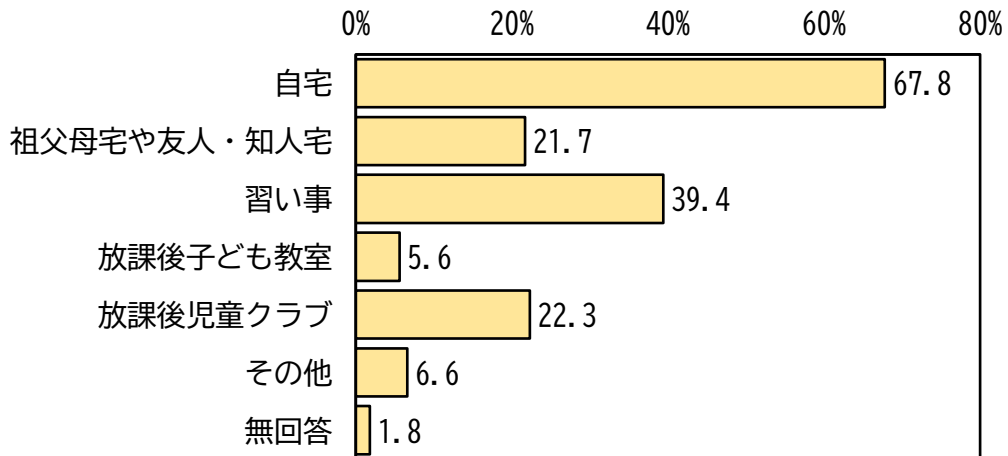


●現在の放課後の過ごし方と今後の希望（小学生児童）〈複数回答〉

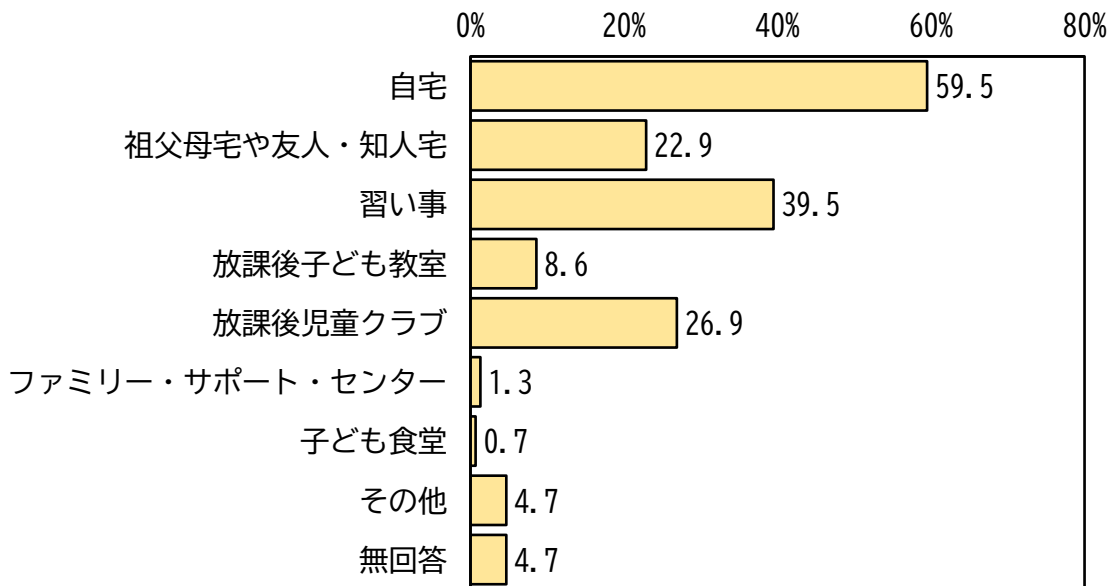
現在こどもが放課後を過ごしている場所については、「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

今後放課後を過ごさせたい場所については、現在の状況と比較すると、「自宅」の割合が低くなり、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の割合が3ポイント以上高くなっています。

現在の状況(n=391)

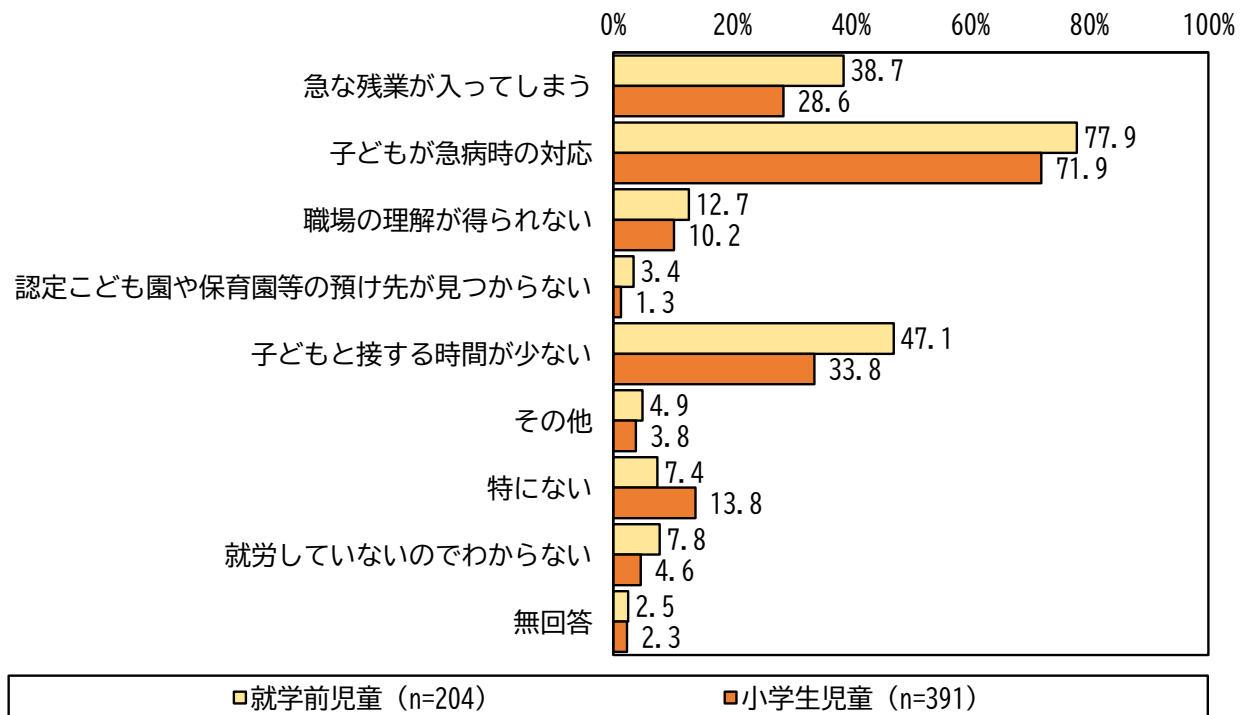


今後の希望(n=301)



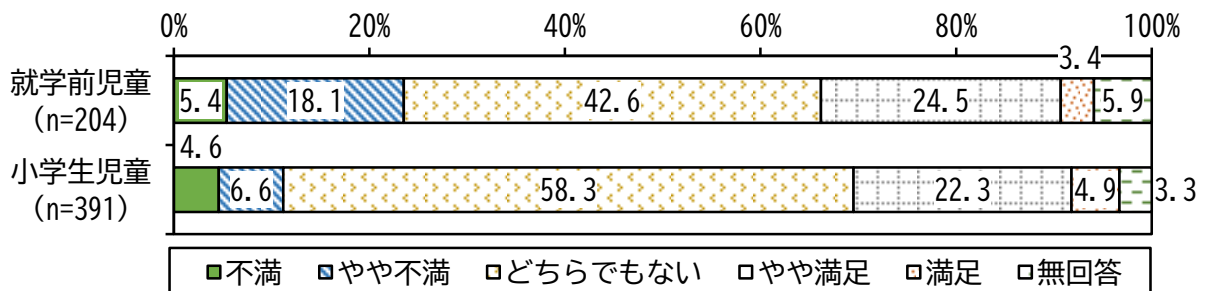
●仕事と子育てを両立する上での苦勞〈複数回答〉

就学前児童・小学生児童ともに、「子どもが急病時の対応」の割合が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」の割合が高くなっています。



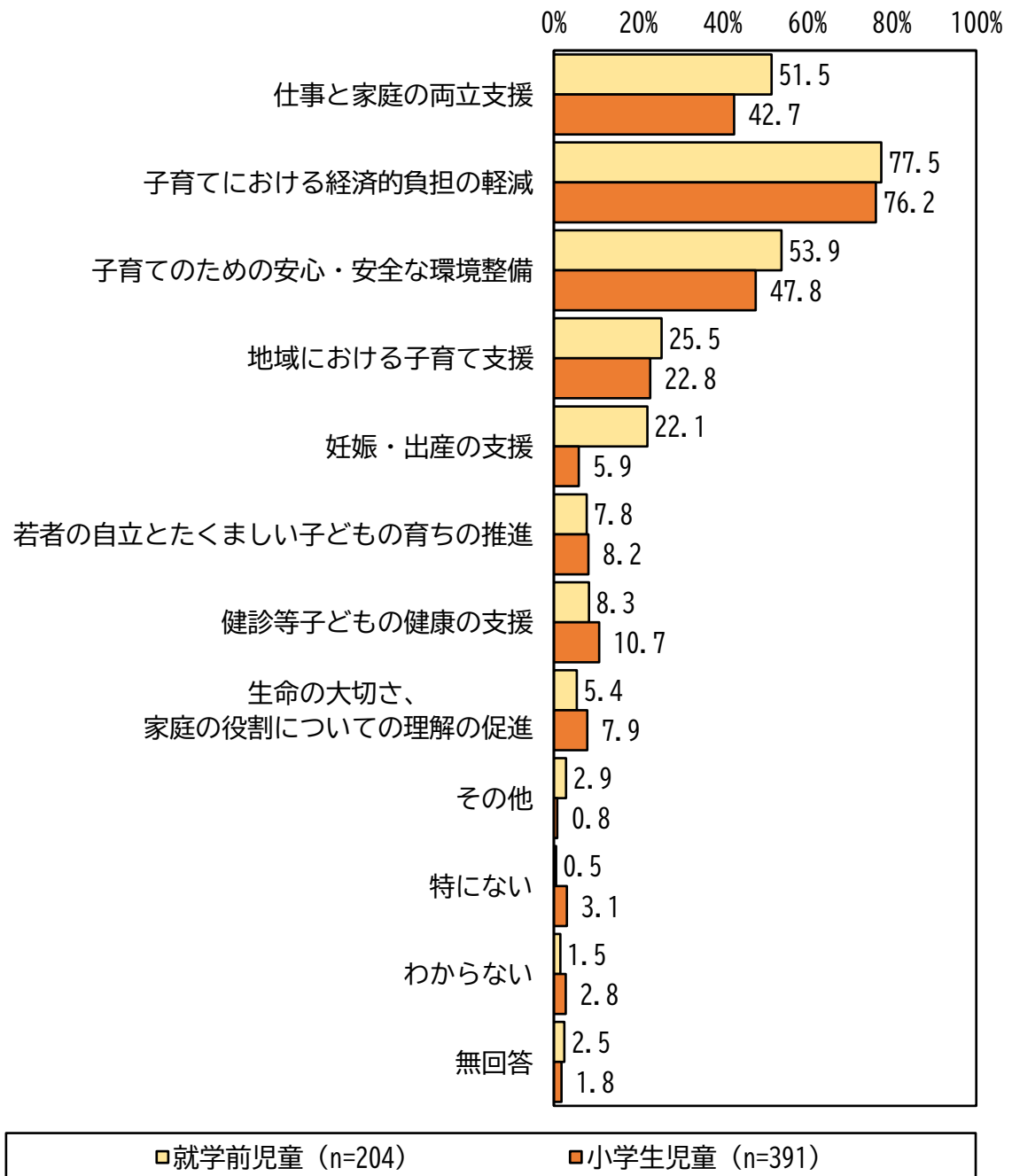
●子育ての環境・支援への満足度〈単数回答〉

就学前児童・小学生児童ともに、「どちらでもない」の割合が最も高く、次いで「やや満足」の割合が高くなっています。また、「満足」と「やや満足」の割合の合計の方が、「不満」と「やや不満」の割合の合計よりも高くなっています。



●子育て支援施策の希望〈複数回答〉

就学前児童・小学生児童ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「子育てのための安心・安全な環境整備」、「仕事と家庭の両立支援」の割合が高くなっています。



2 第2期計画の評価・検証

第2期計画の各施策について、庁内の担当課に評価・検証のヒアリングを行いました。回答結果は以下の通りです。

(1) こどもが輝ける環境づくり

●施策1 子育て支援事業の充実

- ・延長保育、休日保育については、一定の町民のニーズには対応できているものの、一時保育については、保育士不足によりすべてのニーズに対応できていないのが現状です。
- ・定期的に保育士研修を行っています。
- ・子育て支援センターが中心となって行事を開催し、未就園児と保護者に「遊びの場」を提供しています。子育て世代包括支援センターでは、すべての妊婦に対し妊娠届出時に面接を実施しており、妊娠中期及び後期にもアンケートや必要に応じて面接を実施しています。
- ・民生委員、児童委員が子ども・子育て会議、青少年育成町民会議、家庭教育支援チームに参画するようになりました。母子保健推進員は、担当地区の妊産婦を家庭訪問して「顔が見える関係性」を築き、子育てを見守っています。

●施策2 幼児教育・学校教育の充実

- ・令和3年4月に公立保育所が認定こども園となり、親が就労していない家庭のこどもであっても継続して施設に通えるようになりました。また、教育委員会がこども園訪問等を行い、保幼小連携を図っています。
- ・小・中学校においては、研究主題を設定し研究授業を実施しながら、教育活動の充実に取り組んでいます。教育委員会では、教職員の資質向上のために、学校訪問や研修のほか、教職員とともに先進地視察を実施しています。
- ・学校教育では、保健の授業（小学校）、保健体育の授業（中学校）を通し、発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用防止の授業を実施しています。また、保健師や外部講師と連携しながら、系統立てた授業を実施しています。相談体制については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教職員に相談できるようにしています。
- ・適応指導教室を教育支援センターにすることで、不登校等の課題がある児童生徒にも柔軟に対応できるようになりました。

●施策3 青少年の健全育成

- ・湯浅町少年センターの組織内に補導委員会を設置し、見回り等を実施しています。学校・家庭・関係機関が連携して講演会を実施し、こどもの健全育成に努めています。
- ・朝のあいさつ運動、夜間パトロールを計画通り実施しました。
- ・青少年育成に携わる町内の各団体関係者やPTA会員、教職員が一堂に会する青少年育成大会で、毎年のテーマに沿った健全育成に関わる講演会やふれあい標語の表彰式、「J rコーラス発表会」等を開催しています。
- ・各学校において防犯教室や交通安全教室（キッズサポート）の実施を促し、こどもが事件や事故から身を守れるよう啓発しています。

●施策4 生涯学習の推進

- ・湯浅えき蔵を生涯学習の拠点とし、公民館活動や図書館における講座等を充実させました。また、公民館リーフレットの全戸配布や各講座のチラシの配布等を行い、生涯学習の講座について町民に周知させつつ、こどもの学習支援や各種体験活動の内容も取り入れたことで、こどもを含め参加者が増加しました。
- ・公民館講座で作った作品について、町の文化祭での展示を実施しました。
- ・成人向けの町民文化講座、町民歴史講座のほか、ウォーキングやコンサート等のイベント事業の実施により、町民同士で交流を図ることのできる「居場所」が構築されつつあります。

●施策5 母子保健・小児医療等の充実

- ・母子保健事業を継続して実施し、発達相談の充実を図りながら、療育機関との連携を強化しています。
- ・家庭訪問や健診健康相談時に、近隣の小児科や救急対応可能な医療相談先を案内しています。
- ・管理栄養士による栄養指導を個別・集団で実施し、週1回健康相談（栄養相談）を行っています。

(2) 温かな心を育む地域社会の実現

●施策1 人権尊重の社会づくり

- ・人権尊重委員会と連携して、町内イベント、二十歳の集い、人権週間等における啓発や人権啓発映画上映会、人権講演会を毎年計画的に実施しました。
- ・総合センター及び各文化会館において、地域間・世代間交流を図る目的で様々な教室を実施しました。また、地域の老人クラブ「北栄老社会」と子ども会の交流を図る行事を実施しました。
- ・就労相談については、地域のNPOに委託し、定期的な相談の機会を設けています。

●施策2 男女共同参画社会の実現

- ・令和4、5年度には啓発テーマを「男女共同参画」と設定し、重点的に啓発を実施しました。
- ・伴走型支援として、妊娠期から出産・育児期まで続く保健師による支援と、出産子育て応援ギフトによる経済的支援を行っています。

●施策3 こどもの安全の確保

- ・地域安全協議会が、毎年8月と12月に夜間パトロールを実施しています。
- ・湯浅えき蔵を拠点とし、こどもが放課後や休日に安心して過ごせる「居場所」を整備しました。
- ・毎年実施している避難訓練においては、自主防災組織を巻き込み、地域との連携を強化しながらこどもに参加を呼びかけています。夏期休暇中にはキッズ防災キャンプを開催しています。また、保育所等では定期的な避難訓練、小・中学校では警察等の関係機関と連携した避難訓練を実施しています。
- ・妊産婦がいる家庭を把握して台帳を作成し、緊急時の対応に備えています。

(3) 住民同士が支え合える地域コミュニティの確立

●施策1 児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進

- ・湯浅町障害児手当金の支給により、障がいのある子どもを支える家庭の経済的な負担軽減を図っています。また、日中一時支援や短期入所等の実施により、家族の一時休息や就労支援等を行っています。
- ・令和4年度より放課後児童クラブの運営を指定管理から委託に切り替え、各施設の改修を行ったことで、子どもがより良い環境で過ごせるようになりました。

●施策2 障がい児福祉の推進

- ・障がいのある子どもが地域で安心して生活を送れるよう、児童発達支援や放課後デイサービス等での専門的な療育の支援を行っています。また、医療的ケアが必要な子どもを支援するため、コーディネーター（保健師）を配置しています。
- ・有田圏域自立支援協議会において、圏域内の課題解決に向け定期的に関係機関が情報共有や協議を行っています。必要に応じて、個別に支援方法等を検討するケース会議を実施しています。
- ・教育支援委員会を設置し、多様化する特別支援教育に対して専門的な助言・意見を交わしながら、未就学児や児童・生徒の支援のあり方について検討しています。
- ・障がいのある子どもが保育所等に安心して通園できるよう加配保育士を配置し、関係機関と密に連絡を取り合いながら、子どもと保護者をサポートしています。
- ・公共施設の改修・新築の際に、バリアフリー化の促進に努めています。

●施策3 児童虐待防止体制の充実

- ・乳幼児健診等の機会を通じて、虐待の予防・早期発見に努めています。
- ・子育て世代包括支援センターにて、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支援しています。
- ・湯浅町要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議及び個別ケース会議を開催し、関係機関と連携を図りながら情報共有を行っています。

●施策4 こどもの貧困対策の充実

- ・問題を抱える町民から相談があった場合は、必要に応じて自立相談支援事業の実施機関である有田振興局につないでいます。
- ・家庭支援専門員や保健師と連携を図り、個々のケースに応じた対応を検討しています。
- ・小・中学校の学習支援推進教員が地域の学習会に参加し、個別の学習支援を実施しています。また、学校・教育委員会・子ども会の三者による連携推進会議を実施し、定期的に情報交換を行っています。
- ・児童扶養手当や医療費助成、各種給付金の支給を実施し、低所得世帯やひとり親世帯に対して経済的支援を行っています。

●施策5 地域コミュニティの充実

- ・社会教育委員、学校運営協議会委員、PTA役員を対象に、地域ぐるみの「共育」の促進を目的とした教育講演会を開催しています。また、地域住民が参画する放課後子ども教室の整備を行っています。
- ・役場庁舎内の保健センターにおいてこどもの健康相談を月2回実施し、妊婦や子育て中の親が集う機会を設けています。

3 課題のまとめと今後の方向性

(1) 子育て支援のより一層の充実と情報発信

子育てに関する施策の満足度については「不満」と感じている町民の方が少ないと考えられるものの、本町の出生率は減少傾向となっています。また、子育て関連団体へのヒアリング結果からは、「子育て支援センターの充実」、「乳幼児を安心して遊ばせることのできる施設の充実」、「保護者の急病時等に子どもを預かってくれる施設の充実」といった、さらにきめ細やかな子育て施策や施設の拡充への意見が出ています。

今後は不足しているサービスを補いつつ、「湯浅町で子どもを産み育てたい」と考える子育て世帯を増やすことにつながるよう、町内外への積極的な情報発信が必要です。

(2) 保育ニーズの高まりに伴う保育士不足の改善

統計資料やニーズ調査結果から、女性の労働力率及び就労している母親が増加している現状が読み取れます。それに伴い、保育所や認定子ども園の利用ニーズが高まっていると考えられる一方、現場からは保育士不足により各種サービスの提供が困難な状況にあるという声も上がっています。

生活圏内の希望施設を利用できていない待機児童問題や一時保育への不十分な対応等を改善するため、今後はさらに多様な手段・ツールを用いて保育士確保に努めることが必要です。

(3) 保護者と地域が連携して子どもを支える環境づくり

現在、町内の保育関連団体では活動に参加する保護者の少なさ、教育関連団体ではコロナ禍以降の活動縮小について懸念されており、以前と比べ保護者同士のつながりが希薄になっています。また、ニーズ調査結果において意見の多かった仕事・子育て両立支援のための職場環境整備、道路や公園等の安心・安全な地域環境整備には、子ども・子育て関連課からの働きかけのみではなく、庁内の複数課や各事業者等との連携が求められます。

本町の子どもたちの健やかな育ちを支援するため、今後も引き続き保護者の集いや情報交換の機会を提供し、子ども・子育て関連施設や団体の状況を地域全体で共有しつつ、「保護者と地域の密な連携」を強化していくことが必要です。

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

本町では、こどもたちの生きる力を育む環境及びすべての家庭が安心して心穏やかに子育てができる環境を家庭や地域、関係機関等が連携しながら社会全体でつくることを目指してきました。

現在は少子化が進行している一方、保育所や幼稚園、認定こども園等にこどもを預ける教育・保育へのニーズは高まっており、小学校入学後の放課後の居場所、保護者の仕事と子育ての両立等をめぐる課題も多様化・複雑化しています。本町はこうした状況に向き合いながら、大切な宝物であるこどもたちが健やかに成長し本町の担い手として未来に羽ばたいていけるよう、「子ども・子育てを社会全体で支えていく」という覚悟・決意を持ち、支援に取り組んでいく必要があります。

また、こどもの育ちにとって何より大切なのは、温かな家族と安心して過ごせる環境です。保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としつつ、保護者がその役割を果たし、こどもに最善の利益が与えられるよう支援していくことが、地域社会の重要な役割といえます。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、第1期計画、第2期計画を踏襲し、次の通り基本理念を掲げます。

こども一人ひとりが輝き、
温かい心を育むまち 湯浅町

2 計画の基本目標

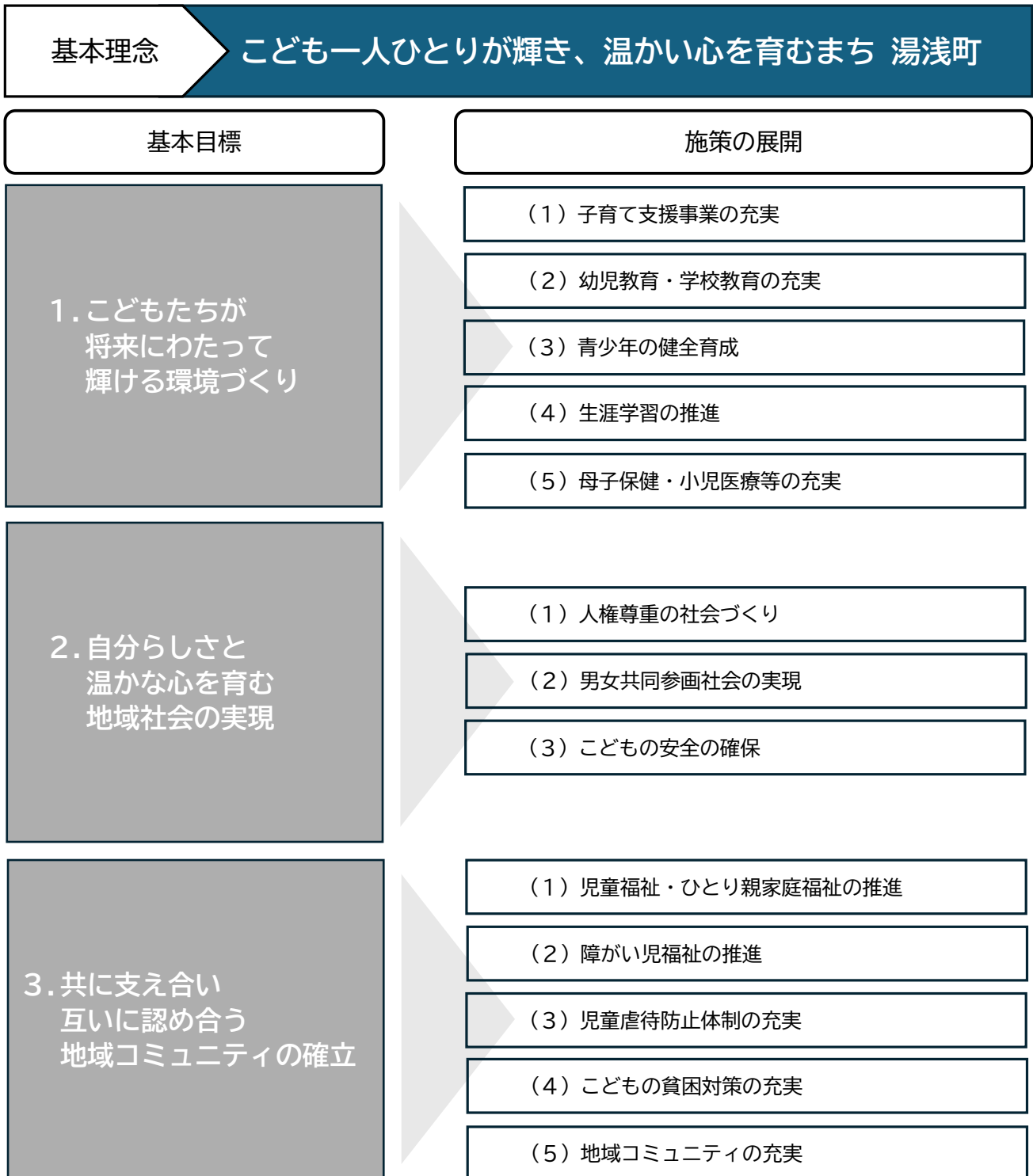
基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

こどもたちが将来にわたって輝ける環境づくり

自分らしさと温かな心を育む地域社会の実現

共に支え合い互いに認め合う地域コミュニティの確立

3 施策体系



第4章 施策の推進

1 こどもたちが将来にわたって輝ける環境づくり

(1) 子育て支援事業の充実

本町では、地域子育て支援センターが中心となり、子育て支援に関する情報提供や子育てサークルの支援、子育て相談、保護者同士の交流促進等を通じて、子育ての不安・悩みの解消に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターによる妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、保育士の資質向上を図るための研修を実施しています。

共働き世帯の増加をはじめ、親の就労形態が多様化している昨今、子育て支援事業の充実は、本町で子育てしたいと考える人を増やすこと及びこどもたちが健やかに成長していくことに欠かせない重要施策であるため、今後も引き続き保育サービスや相談体制の向上に努め、子育てしやすい町づくりを推進します。

《施策の方針》

①保育サービスの充実

通常の保育と併せて、一時保育や延長保育、休日保育等の実施を継続し、今後も利用希望者のニーズに応じた保育サービスの提供、待機児童問題の解消を目指します。そのために、まずは目下必要な保育士数の確保に努め、引き続き保育の質の向上に向けた保育士研修を定期的に行い、保育内容の充実を図ります。

②相談体制の強化

地域子育て支援センターを中心とした子育てサークルや行事、ボランティアの育成、子育て相談等について、町民への認知拡大・利用者増を目指します。子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期を通した切れ目のない支援体制を維持していきます。また、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」では、問題の未然防止、早期発見、早期対応を目的として定期的に全戸訪問を実施し、各家庭のニーズに応じた継続的な支援に取り組むとともに、教育と福祉の連携による0歳から義務教育終了までの切れ目のない支援を推進します。

③連携体制の整備

こどもを健やかに生み育てられる環境が本町に育まれるよう、行政と関係機関・団体、民生委員、主任児童委員等の連携を強化し、「町全体で子育てに取り組む意識」の定着を目指します。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

本町には、認定こども園3園、保育園1園があり、友達との遊びや集団の中での生活体験を通じた「こどもの健やかな成長を促す保育」を実施しています。また、「こどもの意欲・心情・態度を養う幼児教育」等の特色ある教育を行っています。さらに、町外からの利用の受け入れや、延長保育・預かり保育・一時保育についても実施しています。学校については、小学校4校、1分校、中学校1校があり、「一人ひとりが主体的に学ぶこと」を目標にこどもの学力向上等に努めています。

幼児教育・学校教育の場は、こどもが家庭以外で多くの時間を過ごし学びを得る場としての重要な役割を担っています。こどもたちが良好な環境に身を置き生活できるよう、本町では引き続き教育施設の機能面の強化、仕組みの整備等を推進します。

《施策の方針》

①幼児教育の支援

社会環境の変化に対応できるように、こどもの意欲・心情・態度を養う本町の特色ある幼児教育を引き続き支援します。町立認定こども園間の人材交流や町内保育所等との意思疎通を図り、教育・保育の一体的な提供を推進します。また、保幼小の円滑な学びの接続を図るカリキュラムの作成、連携体制の整備に取り組みます。

②学校教育の充実

こども一人ひとりの個性を伸ばし、人間性、社会性、確かな学力を育む教育を推進するとともに、郷土に対して誇りを持ち、ふるさとの自然や歴史に親しむ国際感覚豊かな人材の育成に努めます。また、一人ひとりに対応した授業内容の充実や、それを実現する教職員の資質向上に努めます。

③こどもの課題への対応

不登校やいじめ問題には、教育支援センターや湯浅町少年センター等の関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員等が連携し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。障がいのあるこどもについては、個別の状況に応じた適正な指導計画及び支援計画を作成して対応します。思春期の問題への対応として、特に命や性に関する教育の実施については、相談体制の充実を図るとともに、教職員へ過度な負担がかからないよう外部講師による講演会等を継続して実施します。併せて、引き続き喫煙・飲酒・薬物乱用防止の教育を推進し、正しい認識の啓発に取り組みます。

(3) 青少年の健全育成

本町では、湯浅町少年センターを拠点として学校と家庭の連絡調整を行い、こどもの健全育成に関する相談業務等を実施しています。また、青少年育成町民会議が中心となり、地域と連携して青少年健全育成に向けた社会環境整備や非行防止対策等に取り組んでいます。放課後子ども教室においては、高校生ボランティアを募集し、小学生への指導を通じた相互交流を図っています。

今後も、本町の未来を担うこどもたちが社会の中で非行やいじめ等に巻き込まれることなく健全に育成されるよう、地域の関連団体及び各施設の職員が連携し、多方面からこどもたちを見守る体制の整備を推進します。

《施策の方針》

①見守り体制の強化

湯浅町少年センターが実施する夜の見回り等の活動支援、子ども会・子どもクラブ等の既存の青少年健全育成推進団体の育成強化は継続しつつ、青少年育成に関わる新たな人材・団体を発掘し、町全体で青少年の健全育成のためにより幅広く活動していけるような地盤を整備します。朝のあいさつ運動等を実施する青少年育成町民会議では、新たな人材を迎えつつ、地域の青少年を長く見守っていけるようメンバーの固定化に取り組みます。

②放課後児童クラブの推進

放課後児童クラブは、令和4年度以降、指定管理から委託に変わりました。施設の改修や送迎事業を行い、引き続きこどもの遊び・生活の場を確保するとともに、青少年の健全育成の観点からも、この先の待機児童解消に向けた検討等、放課後児童クラブの充実に努めます。また、保護者のニーズに対応した放課後児童クラブの運営を推進します。

(4) 生涯学習の推進

本町では、人口が1万人を下回る状況が近づいている上に、人と人が触れ合う機会も減少しており、地域コミュニティの希薄化が喫緊の課題となっています。その一方で、「人生100年時代」が到来しようとしており、健康で心豊かな生活を送りつつ生きがいを持って社会で活躍できるよう、生涯を通じた学びの場が地域社会全体で求められています。

今後は町民のニーズに合った多様な学びの場を提供することと併せて、町民一人ひとりが本町に対して「私たちの町ふるさと」という心情を喚起し、活気ある地域づくりに積極的に貢献しようとする意識を持てるようにすることが必要です。本町は、町民が「いつでも、どこでも、誰でも」取り組める生涯学習を通じて、より良い「人づくり、地域づくり、絆づくり」を推進します。

《施策の方針》

①生涯学習内容の充実

生涯学習の拠点となる公民館、教育集会所、図書館等における事業を充実させ、多様な学習機会を提供することで、こどもから大人まで年齢を問わず参加できる生涯学習を推進します。今後は町民へさらなる認知拡大を図るためにSNSを用いた情報発信及び参加者増による地域住民間の活発な交流を図るために講座内容の厳選や出前講座の開催、多世代参加型講座の実施に取り組めます。

②こどもを含む町民間交流の推進

単発の講座の実施で終わらせず、学習者に対して得た知識・技能及びその過程で構築されたネットワークをもとに指導者となっていけるよう働きかけ、次世代のこどもとの交流や地域への還元につながるよう活動を支援します。小学生を対象とした無料塾の開講や防災キャンプをはじめとする地域学校協働活動の充実等、こどもの学力向上や社会的成長を目的とした活動に対して、地域住民が積極的に関わっていけるよう環境の整備に努めます。

(5) 母子保健・小児医療等の充実

本町では、こどもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診等の母子保健事業のほか、近隣市町の小児科や緊急対応可能な医療相談先の案内等の事業を行っています。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境が整備されていることは、子育て世帯にとって重要なニーズの一つであるため、本町では引き続き、母子それぞれが心身ともに健康に生活していくための各種支援・施策を推進します。

《施策の方針》

①母子保健事業と食育の推進

現在実施している乳幼児健診等の母子保健事業を今後も継続し、安心して子育てができる環境の確保、こどもの健やかな成長への支援を推進します。また、健康相談等の際に栄養指導を繰り返し実施し、引き続き食育活動を行うとともに、在宅管理栄養士の高齢化の現状に対し、新たな人材の確保に努めます。加えて、療育を必要とするこどもの増加に対応できるよう、不足している保健師数の改善に努めます。

②小児医療ニーズへの対応

今後も引き続き、近隣市町の小児科案内チラシの配布や緊急対応可能な医療相談先の案内を家庭訪問時・健診時・健康相談時に行い、町内に小児専門医院がない点をカバーできるよう、有田圏域の医療体制について周知・啓発に取り組むとともに、関係機関と連携して体制整備に努めます。

2 自分らしさと温かな心を育む地域社会の実現

(1) 人権尊重の社会づくり

本町では、町民の人権意識の高揚を図ることを目的として湯浅町人権尊重委員会と連携し、毎年各地区において町民人権学習会を開催しながら、様々な人権意識の啓発に取り組んでいます。

今後も、社会生活と深く関わる「人権問題」により本町の子どもたちの自己実現が阻まれることのないよう、町民同士が他者を尊重し、自他ともに認め合える地域社会の実現を目指します。

《施策の方針》

①啓発活動の推進

女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の様々な人権問題の解決に向け、一人ひとりの人権尊重意識の醸成と啓発を継続します。スマートフォンやインターネットの悪用によるプライバシー侵害といった新たな人権問題に対し、子どもを中心に正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

②関連団体・施設の活動

湯浅町人権尊重委員会をはじめとする人権推進機関と連携し、町民人権学習会や人権週間、町のイベントにおいて人権問題への啓発を行い、他者を思いやる温かな心を持った子どもの育成に努めます。人権啓発活動の拠点である湯浅町総合センター及び各文化会館では、交流事業を実施し地域におけるコミュニティセンターとしての役割を担えるよう、子どもを含む幅広い年代に向けた行事内容の見直しと情報発信に努めます。

(2) 男女共同参画社会の実現

本町では、令和3年に策定した「湯浅町特定事業主行動計画」、令和4年に策定した「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

女性の社会進出により、男女共同参画社会実現への意識の向上や取組の強化は各分野・施設で見受けられるものの、「子育て」に関しては、依然として職場における男女格差が残っていると考えられます。本町は引き続き、町民のライフステージに合わせ、働く女性への制度面の支援や夫婦での子育てに関する啓発等を推進します。

《施策の方針》

① 関連機関と働く女性への支援

男女共同参画社会実現に向けて、あらゆる分野で男女が格差なく個性・能力を発揮できるよう、関係機関と連携しながら事業所や地域への啓発活動を推進します。また、女性が働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て支援を含めた各種支援活動の充実と相談しやすい体制づくりに取り組めます。

② ライフステージごとの支援の推進

妊娠から出産・育児まで切れ目のないライフステージごとの支援及び出産子育て応援ギフト等の経済的支援を実施し、男女に区別なく、町民が希望する結婚・妊娠・出産・育児を実現できる社会を目指します。

(3) こどもの安全の確保

本町では、保健師が中心となり、乳幼児期からの事故防止教育を実施しています。防犯、交通安全、防災等については、関係機関や住民との連携のもと、時代に即した取組を展開しています。また、各学校において防犯教室や交通安全教室（キッズサポート）を実施し、事件や事故からの身の守り方をこどもへ指導しています。

こどもの健やかな育ちや子育てへの支援を進める中、家庭外で過ごす時間のこどもの安全確保のためには、こどもを取り巻く地域環境の整備が不可欠です。今後も、地域の各機関と横断的に関わり広く連携しながら、本町のこどもを守り育てていく取組・施設の充実に努めます。

《施策の方針》

①交通安全教育の徹底

こどもに対しては、警察をはじめとした関係機関と連携し、小・中学校での交通安全教室や防犯教室の実施、保育所等の近隣や通学路の定期的な安全点検に取り組みます。また、保育所や学校等における避難訓練を通じて、防災意識の向上を図ります。地域住民や保護者に対しては、交通安全の啓発、交通安全に関わる広報活動を行い、車や自転車に乗る際のマナーの向上やチャイルドシート着用等の交通安全意識の向上を促し、こどもが安全に生活できる地域環境づくりを推進します。

②安全確保のための環境整備

地域全体として、妊産婦や乳幼児も安全に避難できる環境及びこどもや高齢者も迅速に避難できる避難所の整備を図ります。防犯対策としては、警察や区長連絡協議会、地域安全協議会等の関係機関と協力し、引き続き夜間パトロール等に取り組みます。また、湯浅えき蔵を拠点としてこどもが放課後・休日を安心して過ごせる居場所の整備を行い、そこに地域住民が参画することによる利用児童の拡大、防災キャンプ内容の充実等を図ります。

3 共に支え合い互いに認め合う地域コミュニティの確立

(1) 児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進

本町では、地域子育て支援センターにおいて、0歳から就学前の親子に向けて遊びの場の提供や子育て支援保育士による子育て相談を行うとともに、町内3か所で子育てサークル等を実施し、多方面から町民の子育てを支援しています。また、共働き家庭やひとり親家庭のこどもたちの放課後の生活を守るとともに、親の働く権利を擁護する目的から、町内3か所で放課後児童クラブを実施しています。

本町における児童福祉については、少子化が急速に進行している現状を踏まえ、こどもを生き育てやすい社会環境の整備を目的とした施策を中心に据えつつ、併せて特別に支援を要する児童への施策を推進します。

《施策の方針》

①関連団体・施設の支援

児童福祉に関連する事業の周知に努めつつ、児童虐待や養育困難等により支援を必要とするこども・家庭の実情を把握して適切な対応ができるよう、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関と連携し、児童の見守りと児童虐待防止のネットワークを強化します。誰もが安心してこどもを生き育てることができる環境づくりに向けて、地域子育て支援センターを拠点とした幅広い子育て支援事業を展開するとともに、すべての親が安心して子育てができる地域づくりを目指し、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の活動を通じて家庭と学校、地域をつなげることで、子育て家庭への支援を推進します。

②こどもに関わる環境の整備

ひとり親家庭の増加状況を鑑み、保護者が事情により急遽こどもを家庭で見られなくなった場合に備え、引き続き県内3カ所の短期入所事業所にこどもの受け入れを委託します。こどもの放課後の過ごし方をさらに充実させるため、各地区への放課後児童クラブの設置を進め、適切な遊び場の提供や年齢の異なるこどもとの遊びを通じた交流の促進等を推進します。また、外国につながるこどもとその家庭が円滑に教育・保育を利用できるようにする各種支援を推進します。

(2) 障がい児福祉の推進

本町では、障がいのあるこどもの集団生活への適応や生活能力向上のため、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて専門的な療育を受けられるようにしています。また、障害児手当金の支給により家庭の経済的な負担軽減を図り、日中一時支援や短期入所等により家族の一時休息や就労の支援を行っています。

今後も障がいのあるこどもが本町で安心して暮らしていけるようにするため、また、障がいの有無によりこどもが分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、町内の障がい児福祉に関連する各種サービスの支援を推進します。

《施策の方針》

①障がい福祉サービスの充実

障がいのあるこどもが地域社会の中で安心して過ごせるよう、障がい福祉サービスの充実を図り、こどもや保護者、その周りの人々が課題・悩み等を共有できる温もりのある社会の実現に努めます。また、医療的ケアが必要なこどもが必要な支援を地域で円滑に受けられるよう、引き続きコーディネーター（保健師）を中心に保健、医療、福祉、その他の関係機関との連携を推進します。

②こどもを支える環境の整備

障がいのあるこどもが療育施設・保育所・小学校等に安心して通うことができるよう、発達支援センターや保健・福祉・教育の関係機関が連携し、こどもと保護者をサポートします。また、障がいのあるこどもが地域の公共施設を利用しやすくなるよう、町内で改修・新築の予定がある建物については引き続きバリアフリー化を推進します。さらに、保護者が就労等により監護できないケースへの対応や相談支援体制の強化を図り、こどもを支える家庭の負担軽減とこどもの発達を支援する各種事業の充実に努めます。

(3) 児童虐待防止体制の充実

本町では、児童虐待防止のために母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心としたケース検討等を行っています。

現在、様々な社会情勢の事情により社会全体として子育てにおける地域間連携が薄れ、児童虐待等が原因で社会的養護を必要とするこどもが増加しています。こうした現状に対応するため、本町は地域の関連団体や地域住民の目を借りつつ、児童虐待の予防・防止に向けた多方面からの対策強化を推進します。

《施策の方針》

①児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

児童虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じ、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。児童虐待の早期発見のために、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心にケース検討を行い、民生委員・児童委員等と積極的に連携を図るとともに、町民に対して「児童虐待は決してあってはならない」という意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。また、児童虐待の早期対応のため、専門職員（心理士・社会福祉士・保健師等）の適正配置に取り組みます。

②関連機関と連携した見守り体制の強化

福祉関係者や警察、保健・医療・教育等の多職種の関係機関とともに地域全体でこどもを見守る体制を有する湯浅町要保護児童対策地域協議会において、関係者が相互に情報の共有を図ることで個別ケースの解決につながっていくよう、引き続き支援を推進します。

(4) こどもの貧困対策の充実

本町では、こどもの貧困対策として、保護者に対しては養育相談や助言、各種手当・医療費助成等の適切な給付、就労支援を行い、またこどもに対しては貧困が原因で失われてしまう可能性のある学習活動・社会体験活動の機会の提供を行っています。

こどもの貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面・生活面・心理面等の様々な面でこどものその後の人生に影響を及ぼします。本町のすべてのこどもたちが貧困による苦勞を負うことなく希望をもって日々を過ごせるよう、本町は貧困の問題を家庭のみの責任とせず、地域社会全体で解決していくことを目指します。

《施策の方針》

①こどもへの支援の推進

生活困窮世帯等におけるこどもの「貧困の連鎖」の悪循環を改善するため、個別の学習支援や社会体験活動の機会を定期的に提供します。また、個々に応じた学習支援や必要な情報提供を行えるよう、各種関係機関と連携しながら学校等と情報交換を行うとともに、保護者へは養育相談や助言の機会を設け、こども及び対象世帯の将来的な自立を促進します。

②家庭への支援の推進

子育てに要する経済的な負担軽減のため、必要な子育て支援を十分に受けられているかについて町民のニーズを把握しながら、各種手当・医療費助成等の適切な給付を行います。また、生活困窮世帯やひとり親家庭等に対して就労と家庭生活の両立を促進するため、労働局等の関係機関と連携しながら、保護者の職業生活の安定・向上に向けた就労支援の推進を図ります。

(5) 地域コミュニティの充実

本町では、町内会を中心に地域コミュニティを構成していますが、時代の変化に伴い連帯感が徐々に希薄化し、地域が本来有する相互扶助の機能については低下しつつあるという現状があります。

こどもの育ちを家庭のみではなく地域社会全体で見守っていくためには、「町民同士で互いに支え合う力」を強化していくことが必要です。今後の本町においては、子ども・子育てに関する情報発信を通じ、町民に対して子育て支援への積極的な働きかけを促すことで、地域コミュニティの活性化を推進します。

《施策の方針》

①コミュニティ意識の高揚・浸透

子育て家庭と地域団体の交流の中で「こどもを地域全体で育てる」ことの意義・手段を共有し、町民のコミュニティ意識の高揚・浸透に努めます。子育て家庭に限らず様々な世代の町民同士の交流の機会、子育て支援を含むまちづくりやコミュニティについて話し合う機会を設け、地域の連帯感の強化を図ります。また、コミュニティ・スクールに関する事業の実施により、そこに関わる町民の「子育て家庭と地域の関わりを深めていく」ことへの意識づくりに努めます。

②コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動の拠点となる湯浅えき蔵や地域子育て支援センター等の整備を図るとともに、それらの有効活用を図ります。また、その中で新たな活動の担い手を発掘し、コミュニティ活動の充実を図ります。集う場に出てこない方、地域との交流を積極的に行わない方を巻き込みながら、地域の中に子育てについて気軽に相談できる存在がいること、子育て仲間と出会える機会があることを広め、孤立する子育て家庭への対策を強化します。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定のことです。教育・保育提供区域は、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して設定します。

本計画においては、第1期計画・第2期計画を踏襲し、町全域を一つの教育・保育提供区域に設定します。

2 「量の見込み」と「確保方策」の内容

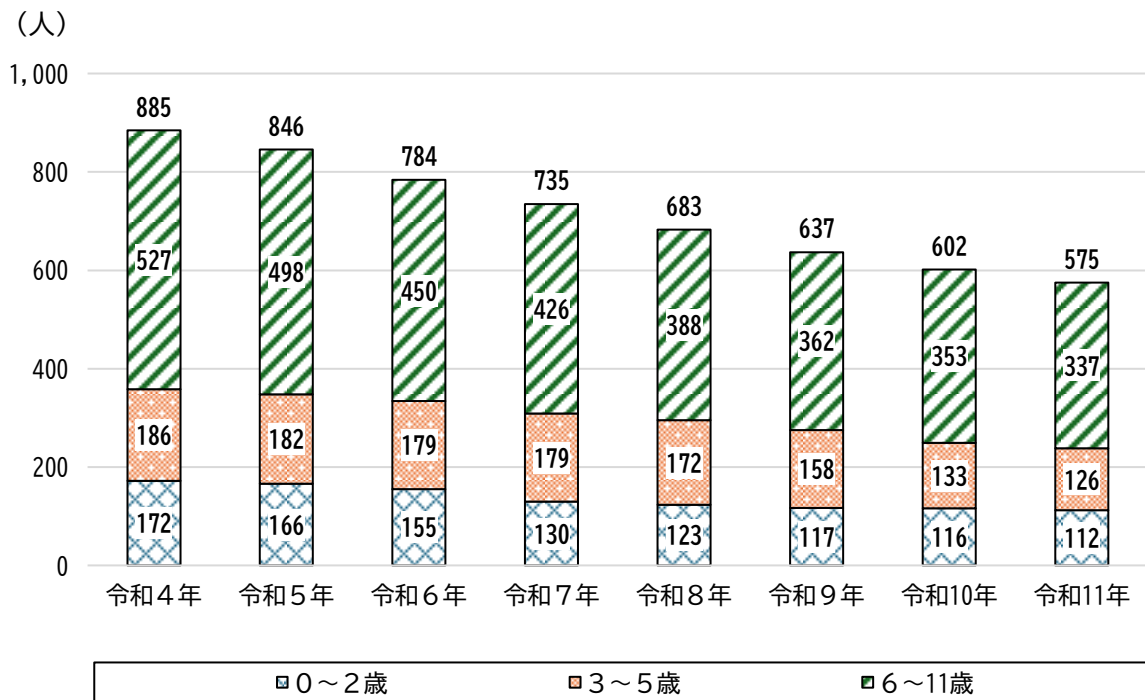
子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

3 こどもの推計人口

本町のこどもの推計人口については、令和7年以降も減少が続くと予想され、計画最終年である令和11年では575人になると見込まれます。

年齢	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	885	846	784	735	683	637	602	575
0歳	61	45	43	37	39	37	36	35
1歳	57	61	47	44	38	40	38	37
2歳	54	60	65	49	46	40	42	40
3歳	63	58	60	66	49	46	40	42
4歳	62	65	55	60	66	49	46	40
5歳	61	59	64	53	57	63	47	44
0～5歳	358	348	334	309	295	275	249	238
6歳	72	63	62	64	53	57	63	47
7歳	83	71	62	61	63	52	56	62
8歳	84	83	70	61	60	62	51	55
9歳	86	87	81	70	61	60	62	51
10歳	108	87	89	81	70	61	60	62
11歳	94	107	86	89	81	70	61	60
6～11歳	527	498	450	426	388	362	353	337



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値：コーホート変化率法による推計

4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

教育・保育事業の確保方策に関する施設は、【表1】の通りです。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、【表2】のように3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。認定区分によって、【表3】のように、給付を受給できる施設・事業が異なります。

【表1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	満3歳から小学校入学前までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり、養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設
認定こども園	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設（地域の子育て支援の役割も担う）
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で保育する事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施 （企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業を含む）

【表2 認定区分】

区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【表3 利用可能施設】

対象・施設		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

(1) 教育ニーズ（1号認定）

本町においては、たむらこども園・ゆあさこども園・湯浅幼稚園にて受け入れを行っています。

●第2期計画の実績値

1号認定（幼稚園・認定こども園）については、令和4年度を除き、いずれの年度においても実績値が量の見込みを上回っています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	37	34	29	29	28
	確保の内容	37	34	29	29	28
実績値		54	45	29	37	30

●量の見込みと確保方策

今後も少子化が進んでいくと予想されるものの、保護者の利用ニーズの動向の変化に対応できるよう、余裕を持たせた提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	28	27	24	19	18
	(1号)	22	21	19	15	14
	(2号 教育)	6	6	5	4	4
	確保の内容	56	56	56	56	56
見込み量と確保量の差		28	29	32	37	38

(2) 保育ニーズ（2号認定）

本町においては、たむらこども園・ゆあさこども園・ひまわり保育園・湯浅幼稚園にて受け入れを行っています。

●第2期計画の実績値

2号認定（保育所・認定こども園）については、いずれの年度においても実績値が量の見込みを上回っています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	187	170	150	147	144
	確保の内容	187	170	150	147	144
実績値		201	189	190	178	182

●量の見込みと確保方策

今後も少子化が進んでいくと予想されるものの、保護者の利用ニーズの動向の変化に対応できるよう、余裕を持たせた提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	147	141	130	109	103
	確保の内容	164	164	164	164	164
見込み量と確保量の差		17	23	34	55	61

(3) 保育ニーズ（3号認定の0歳児）

本町においては、ゆあさこども園・ひまわり保育園にて受け入れを行っています。

●第2期計画の実績値

3号認定（保育所・認定こども園）の0歳児については、令和3年度のみ、実績値が量の見込みを上回っています。

（単位：人）

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	10	9	9	9	8
	確保の内容	10	9	9	9	8
実績値		10	10	6	8	8

●量の見込みと確保方策

今後も少子化が進んでいくと予想されるものの、保護者の利用ニーズの動向の変化に対応できるよう、余裕を持たせた提供体制の確保に努めます。

（単位：人）

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保の内容	24	24	24	24	24
見込み量と確保量の差		9	9	9	9	9

(4) 保育ニーズ（3号認定の1・2歳児）

本町においては、たむらこども園・ゆあさこども園・ひまわり保育園にて1・2歳児の受け入れを行っています。また、湯浅幼稚園にて2歳児の受け入れを行っています。

●第2期計画の実績値

3号認定（保育所・認定こども園）の1・2歳児については、令和4年度・5年度を除き、いずれの年度においても実績値が量の見込みを上回っています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	90	90	96	93	90
	確保の内容	90	90	96	93	90
実績値	1歳	36	40	45	38	41
	2歳	58	54	50	52	55
	合計	94	94	95	90	96

●量の見込みと確保方策

今後も少子化が進んでいくと予想されるものの、保護者の利用ニーズの動向の変化に対応できるよう、余裕を持たせた提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	76	73	65	65	61
	(1歳)	42	36	38	36	34
	(2歳)	34	37	27	29	27
	確保の内容	91	91	91	91	91
	(1歳)	43	43	43	43	43
	(2歳)	48	48	48	48	48
見込み量と確保量の差		15	18	26	26	30

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

確保方策に関する地域子ども・子育て支援事業の対象は、【表4】の通りです。

【表4 地域子ども・子育て支援事業の対象】

事業名		対象年齢・対象児童
(1)	延長保育事業	0～5歳
(2)	放課後児童健全育成事業	小学1～6年生
(3)	子育て短期支援事業	0～18歳
(4)	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
(5)	一時預かり事業	幼稚園型
		幼稚園型以外
(6)	病児・病後児保育事業	生後6か月～5歳、小学1～6年生
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳、小学1～6年生
(8)	妊婦健診事業	妊娠中の女性
(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
(10)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭
(11)	利用者支援事業	0～18歳
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町が定める基準に基づき支援が必要と判断される家庭
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育保育事業や地域子ども・子育て支援事業等に新規に参入する事業者であって町が支援の必要性を認めた事業者
(14)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者
(15)	産後ケア事業	町内に住所を有し、出産後12か月未満である乳児とその母親

※令和6年度の実績は確定値ではなく、すべて計画書作成時の推定値となっています。

(1) 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けたこどもを、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間に保育所や認定こども園等で引き続き保育する事業です。

本町においては、たむらこども園・ゆあさこども園・ひまわり保育園・湯浅幼稚園で実施しています。

●第2期計画の実績値

令和5年度以降、実績値が量の見込みを上回っています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	64	60	57	56	54
	確保の内容	64	60	57	56	54
実績値		52	56	28	67	63

●量の見込みと確保方策

保護者の就労状況や利用ニーズの動向を把握しながら、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	62	59	55	50	48
	確保の内容	62	59	55	50	48
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用し適切な遊びと生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図る事業です。

本町においては、湯浅放課後児童クラブ・山田放課後児童クラブ・田栖川放課後児童クラブで実施しています。

●第2期計画の実績値

低学年については、令和6年度を除き、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っています。令和2年度以降は50人台あたりで推移し、令和6年度で20人程度増加しています。

高学年については、令和3年度を除き、いずれの年度においても実績値が量の見込みを上回っています。令和2年度以降、30～40人台あたりで推移しています。

(単位：人)

第2期計画			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	低学年	84	78	74	67	61
		高学年	26	34	36	38	35
		合計	110	112	110	105	96
	確保の内容		110	112	110	105	96
実績値	低学年	49	52	54	59	76	
	高学年	31	28	42	49	53	
	合計	80	80	96	108	129	

※低学年は小学1～3年生、高学年は4～6年生を集計しています。

●量の見込みと確保方策

保護者の利用ニーズの増加に対応できるよう需給状況を把握しつつ、引き続き、利用定員の確保に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	170	168	168	166	175
	(1年生)	33	35	35	35	35
	(2年生)	32	33	35	35	35
	(3年生)	26	32	33	35	35
	(4年生)	32	21	27	28	30
	(5年生)	25	27	16	22	23
	(6年生)	22	20	22	11	17
	確保の内容	170	168	168	166	175
	(1年生)	33	35	35	35	35
	(2年生)	32	33	35	35	35
	(3年生)	26	32	35	35	35
	(4年生)	32	21	27	28	30
	(5年生)	25	27	16	22	23
	(6年生)	22	20	22	11	17
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の病気やその他の理由により家庭で養育を受けることが困難となったこどもについて、児童養護施設等で一時的に養育する事業です。

本町においては、県内3カ所の施設に受け入れを委託しています。

●第2期計画の実績値

第2期計画期間内では、利用がありませんでした。

(単位：人日)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	4	4	4	4	3
	確保の内容	4	4	4	4	3
実績値		0	0	0	0	0

●量の見込みと確保方策

保護者の利用ニーズの動向を把握しながら、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：人日)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保の内容	4	4	4	4	4
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て支援拠点施設において、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、こどもの発達やこどもとの接し方・遊び方に関する講座、保護者同士の交流の場の提供を行う事業です。

本町においては、ゆあさこども園内の地域子育て支援センターが中心となり行っています。具体的な活動としては、あそびのひろばとして「なかよしひろば」、「すくすくひろば」、地域の公民館等に出張保育を行うサークルとして「吉川サークル」、「ピンポンパン」、「エンゼルちゃん」、赤ちゃんの発達を促すマッサージとお母さんの体操をする講座として「親子で楽しくべびいケア」を実施しています。また、1歳児健康相談では誕生会の開催、2歳児健康相談では親子遊びの紹介（小麦粉粘土プレゼント）、1歳半・3歳半健診では健診のサポート、4か月・10か月健診ではあそびのひろばへの勧誘、そのほか育児に関する情報の提供、カンファレンス参加による保健師との情報共有等を行っています。

●第2期計画の実績値

いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、値は増減を繰り返しています。

(単位：人回)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	748	731	752	727	702
	確保の内容	748	731	752	727	702
実績値		357	379	321	654	391

●量の見込みと確保方策

保護者の利用ニーズの増加に対応できるよう需給状況を把握しつつ、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：人回)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	356	338	322	322	308
	確保の内容	356	338	322	322	308
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

①幼稚園等での預かり保育

一時預かり事業（幼稚園等での預かり保育）は、主として認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児について、教育時間の前後または長期休業期間等に当該認定こども園において一時的に預かる事業です。

本町においては、ゆあさこども園・たむらこども園・湯浅幼稚園で実施しています。

●第2期計画の実績値

幼稚園での預かり保育については、令和3年度以降、実績値が量の見込みを大幅に上回っており、値は増減を繰り返しています。

（ゆあさこども園・たむらこども園は令和3年4月から預かり保育を実施しているものの、利用されていないため、実績はすべて湯浅幼稚園のものとなっています。）

（単位：人日）

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	206	188	165	162	158
	確保の内容	206	188	165	162	158
実績値		130	525	363	618	291

●量の見込みと確保方策

保護者の利用ニーズの増加に対応できるよう需給状況を把握しつつ、引き続き、提供体制の確保に努めます。

（単位：人日）

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	398	385	359	301	284
	確保の内容	398	385	359	301	284
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

②保育所等での一時保育

一時預かり事業（保育所等での一時保育）は、主として保育所等に在籍していない乳幼児について、保護者の就労・病気等でこどもを保育することができない場合に、保育所等で一時的に預かる事業です。

本町においては、ゆあさこども園で実施しています。

●第2期計画の実績値

保育所での一時保育については、いずれの年度においても実績値が量の見込みを大幅に下回っており、値は増減を繰り返しています。

(単位：人日)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	153	160	167	177	186
	確保の内容	153	160	167	177	186
実績値		50	107	7	67	58

●量の見込みと確保方策

保護者の利用ニーズの動向を把握しながら、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：人日)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	62	59	55	50	48
	確保の内容	62	59	55	50	48
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気時や病気の回復期で保育所等に通えないこどもについて、就労等の事情により保育できない保護者に代わり、病院・保育所等で一時的に預かる事業です。

本町においては、有田川町にある「赤ちゃんからの平山こどもクリニック」に事業を委託しています。

●第2期計画の実績値

いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、令和4年度を除き、50～60人台で推移しています。

(単位：人日)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	83	79	73	71	70
	確保の内容	83	79	73	71	70
実績値		52	56	28	67	63

●量の見込みと確保方策

事業の利用ニーズが一定数あることを鑑み、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：人日)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	57	57	57	57	57
	確保の内容	57	57	57	57	57
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行いたい方（援助会員）、依頼と援助を両方行う方（両方会員）で相互援助活動を行う事業です。

本町においては、本事業を実施していません。

●第2期計画の実績値

第2期計画期間内では、実績がありませんでした。

(単位：人日)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	25	23	23	21	19
	確保の内容	0	0	0	0	19
実績値		0	0	0	0	0

●量の見込みと確保方策

本計画期間中は、町内での実施予定はありません。

(単位：人日)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(8) 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、妊婦の健康状態を把握して妊娠経過を良好に保ち、妊婦が健やかな出産を迎えられるようにするための事業です。

本町においては、病院で受ける妊婦健診に係る費用の助成等を行っています。

●第2期計画の実績値

令和2年度を除き、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、値は減少傾向となっています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	71	68	65	63	61
	確保の内容	71	68	65	63	61
実績値		73	55	53	47	43

●量の見込みと確保方策

利用希望者・対象者が漏れなく事業を利用できるよう事業の周知を図り、引き続き、支援の充実に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	60	60	60	60	60
	確保の内容	60	60	60	60	60
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児がいるすべての家庭を訪問しながら子育ての孤立化を防ぐために子育て支援に関する不安・悩みの相談、情報提供を行い、親子の心身状況や養育環境等の把握・助言を行う事業です。

本町においては、子育て支援保育士が生後4か月の乳児のいる家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん事業（赤ちゃん訪問）」を行っています。

●第2期計画の実績値

令和6年度を除き、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、30～40人台あたりで推移しています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	50	48	47	45	43
	確保の内容	50	48	47	45	43
実績値		42	40	29	31	43

●量の見込みと確保方策

0歳児人口は減少傾向にありますが、引き続き、すべての対象者への訪問に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	30	31	30	29	28
	確保の内容	30	31	30	29	28
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、育児ストレス・産後うつ病・育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安・孤立感を抱える家庭や支援が必要となっている家庭に対し、保健師が養育に関する指導・助言等を訪問して行うことで、家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

本町においては、保健師が中心となって行っています。

●第2期計画の実績値

令和3年度においては実績値が量の見込みを上回っていたものの、令和5年度以降、実績値が量の見込みを大幅に下回っています。

(単位：人)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	14	13	13	12	12
	確保の内容	14	13	13	12	12
実績値		13	15	13	5	5

●量の見込みと確保方策

保護者の利用ニーズの動向を把握しながら、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談、情報提供、助言とともに、関係機関との連絡調整・協働の体制づくり等を行う事業です。

本町においては、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」と子育て世代包括支援センター「はぐHug」が連携・協働しながら行っています。

(令和7年度から、子育て世代包括支援センターは「こども家庭センターはぐHug」の名称に変わります。)

●第2期計画の実績値

いずれの年度においても実績値と量の見込みが一致しています。

(単位：か所)

第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		2	2	2	2	2

●量の見込みと確保方策

事業の利用ニーズが一定数あることを鑑み、引き続き、提供体制の確保に努めます。

(単位：か所)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、低所得で生計が困難である等の事情を有する保護者の子どもが特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。実費徴収に係る補足給付を行う事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外です。

本計画期間中は、町内での実施予定はありません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の技術・手法・経験を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外です。

本計画期間中は、町内での実施予定はありません。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し面談等を通じて心身の状況、置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

本町においては、保健師が中心となって行っています。

●量の見込みと確保方策

町内の妊娠届出数は令和元年に60人台だったものが令和5年には40人台となり減少傾向にありますが、町民の利用ニーズの動向を把握しながら、提供体制の確保に努めます。

(単位：人回)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	60	60	60	60	60
	確保の内容	60	60	60	60	60
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業

産後ケア事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い新たに位置づけられた事業で、出産後の母親の育児不安や負担を軽減するため、町が委託している助産院・病院から母子のケアや授乳の相談等が受けられる事業です。

本町においては、県内6カ所の助産院・病院に事業の実施を委託しています。

●量の見込みと確保方策

出産後1年までの母親が安心して育児を行い、こどもが健やかに成長できるよう、町民の利用ニーズの動向を把握しながら、提供体制の確保に努めます。

(単位：人日)

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	65	65	65	65	65
	(宿泊型)	10	10	10	10	10
	(通所型)	50	50	50	50	50
	(訪問型)	5	5	5	5	5
	確保の内容	65	65	65	65	65
	(宿泊型)	10	10	10	10	10
	(通所型)	50	50	50	50	50
	(訪問型)	5	5	5	5	5
見込み量と確保量の差		0	0	0	0	0

6 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付、乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度は、「子どものための教育・保育給付」を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況と養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供・助言、その他の援助を行う制度です。

すべてのこどもの育ちを応援しこどもの良質な成育環境を整備すること等を目的としているため、保護者がこどもの保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠内で利用できます。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

●量の見込みと確保方策

本町では、令和8年度からの実施に向け準備を進めます。

（単位：人日）

本計画		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	-	2	2	2	2
	（0歳）	-	1	1	1	1
	（1歳）	-	0	0	0	0
	（2歳）	-	1	1	1	1
	確保の内容	-	2	2	2	2
	（0歳）	-	1	1	1	1
	（1歳）	-	0	0	0	0
	（2歳）	-	1	1	1	1
見込み量と確保量の差		-	0	0	0	0

7 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されています。

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は、【表5】の通りです。

【表5 施設等利用給付認定】

区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 <u>新2号認定のこども及び新3号認定のこども以外のもの</u>
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこどもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>
区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園（子ども・子育て新制度未移行の園）、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮します。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対して施設利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ検討します。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を推進する上では、前提として子育てについての基本的な責任は保護者が有しているとしつつも、本計画に関わる本町のあらゆる分野の構成員が「こどもの健やかな成長を実現する」という地域社会全体の目的を共有し、こどもの育ち及び子育て支援の重要性に対して関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

本町では、家庭・行政だけではなく、地域社会、教育・保育施設、学校、企業等の様々な活動主体と連携・協働することで、計画の着実な実施と推進を図ります。

2 計画の評価・確認

国の基本指針に基づき、子ども・子育て会議において実施状況の点検・評価を行うとともに、計画期間中、量の見込みと実績とが大きく乖離する場合等においては、適切な事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しを行います。



3 近隣市町や県との連携

子ども・子育て支援施策等の円滑な提供のためには、本町にない施設・事業の利用等、近隣市町を含む広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合があります。国や県の制度に基づいて実施する事業についても、県との密な連携・情報共有が必要です。

本町では、必要に応じて近隣市町や県と調整を行いながら、本計画の取組の推進を図ります。

資料編

1 湯浅町子ども・子育て会議条例

湯浅町子ども・子育て会議条例

平成30年9月18日条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、湯浅町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。
一部改正〔令和5年条例16号〕

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。
一部改正〔令和5年条例16号〕

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。
2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事に従事する者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
2 会長は会務を総理し、会議を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町長は、委員に対し、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和61年湯浅町条例第1号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則（令和5年3月24日条例第16号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 湯浅町子ども・子育て会議委員名簿

所属	氏名	備考
湯浅町校長会	辻 信明	令和5年度会長
湯浅町校長会	長田 和浩	令和6年度会長
湯浅町民生児童委員協議会	山崎 安子	副会長
小中学校PTA連絡協議会	大谷 正明	
ひまわり保育園	伊藤 和幸	
ゆあさこども園保護者会	平川 拓也	
湯浅幼稚園	松下 瑞良	
家庭教育支援チーム	金森 敏代	
学童保育田栖川元気っ子クラブ	寺井 肥呂子	
公募委員	大門 稔明	
公募委員	小住 真有美	

敬称略・順不同

3 湯浅町子ども・子育て支援事業計画策定経過

日時	内容
令和6年1月31日	第1回子ども・子育て会議 ・第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画について ・子育て支援に関するアンケートについて ・今後の予定について
令和6年2月1日～22日	ニーズ調査の実施
令和6年10月4日	第2回子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果の報告 ・骨子案の検討 ・こども計画について ・今後の予定について
令和6年11月29日	第3回子ども・子育て会議 ・素案の検討 ・こども計画の進捗状況について ・今後の予定について
令和6年12月27日～令和7年1月14日	パブリックコメントの実施

第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画

(発行日) 令和7年3月

(発行) 湯浅町

(編集) 教育委員会

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

TEL : 0737-63-1111

FAX : 0737-62-3601